

---

# 日本国憲法 Aynu-mosir, sisam-mosir motoci irenka

## 前文 atpake

---

(第一段落)

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

Aynu-mosir - utar, sisam-mosir-utar, owpeka no a-numke mosir u-e-karpap or ta i-kotcane-kur ani a-iki wa, aoka hene a-kor sap-ikiri kusu, at mosir utar tura a-u-tek ruyruypa wa, aynu-mosir, sisam mosir, epitta or ta yay-pitap ani ci=kas-nukar-pe a-e-punkine wa, mosir ikip ani kanna tumi sirikirap a=e-o-cis-cis-rep a=kewtum-o-sir- ciwre wa, teta mosir kirup cimontum utar or ta an pe a-u-hotuypa wa, ta motoci irenka a= kewtum-o-sir ciwre. Mosir kirup, utar a-eyam e-isokor ani pe wa, i utar ani a-e-oripak, i cimontum utar i-kotcane-kur a-iki, i ci=kas-nukar-pe utar a-uyna. Ta epitta aynu motoci an-pe wa, ta motoci irenka i motoci an-pe ani pe. Aoka, ta motoci an-pe u-hosi epitta motoci irenka, irenka hene i-ko-orsutke a-osura.

コメント:

「日本国民」:「日本」は sisam「国」は mosir「民」は utar といいます。ただ、この3つを単純につなげて sisam mosir utar とすると、sisam は「アイヌ」に対して「その隣の人」という意味であることから、アイヌ民族、更には北海道に住む日本民族が除外されかねません。そこで、アイヌ民族が含まれるよう、Aynu mosir utar, sisam mosir utar としてみました。こう訳すると、日本が多民族国家であることが改めて浮き彫りになってきます。ここで、あえて「mosir」を入れたのは、例えば「sisam utar」だと、「日本人」という意味になることから、(日本国籍を取得した)在日コリアンなどが除外されるおそれがあるからです。

「代表者」:

これにあたるアイヌ語は辞書には載っていませんが、「代理人」にあたる言葉「i-kotcane-kur」ならあります。問題は、果たして国会議員は国民の「代理人」と言っ  
てよいか、ということです。

国会議員の独立性を強調する見解からは、「代表者」は「代理人」と明らかに異なる、ということになります。この見解は、人間が誤りを犯す生き物である以上、民意が時に間違ふこともあるとして、それでも国会議員は国民を代理しなければならないとなると、多数の専制により人権が侵害されかねないことを危惧します。確かに、歴史上、多数の専制により人権が侵害された事例はナチス・ドイツを典型として少なからず見出すことができます。

しかし、人間が過ちを犯すということは国会議員も過ちを犯すということであり、国会議員が民意に全く拘束されないと解しては、これはこれで民意に反した人権侵害を

招く恐れがあります。むしろ、歴史上多く見られるのは、多数の専制による人権侵害よりも、少数の権力者の専制による人権侵害です。そうすると、国会議員が民意に全く拘束されないと解するのも相当ではありません。

そこで今日では、国会議員は自らを選んだ有権者の意向に完全には拘束されないにせよ、国民意思と代表者意思の事実上の類似が重視されるようになりました。この見解は、社会学的な観点を含めて代表の概念を構成することから「社会学的代表」と言われ、国民の多様な意思をできる限り公正かつ忠実に国会に反映することが求められます。そうすると、国会議員には国民の代理人としての性質があるとも考えられます。

それに、民法上の「代理人」(とりわけ弁護士)も、委任者の意向に全く従わなければならないというものでもなく、委任者の意向が合理性を欠くときには、むしろ委任者に事情を説明して説得する責務を負っています。よって、「代理人」と訳して差し支えないと考えました。

「協和」:手元のアイヌ語辞典には載っていない言葉なので、「互いに手を取り合っ  
て」と訳してみました。

「自由」

この言葉もアイヌ語辞典には載っていません。そこで、「自由」の語源を考えてみました。「自由」は「freedom」ないし「liberty」の訳語であり、「liberty」には「解き放つ」という意味があります。そして、「解き放つ」にあたるアイヌ語は pita といいます。ただ、「自由」とは第三者が誰かを解放するというよりは、自らがその行動を決定することを指すと考えられるため、「自ら」を意味する接頭語「yai」を付けて、yai-pita としました。

こうした訳は、とりわけ今日における「自由」の意義にも即しています。19世紀、人々が絶対王制に抗して立ち上がった時には、主に王権からの自由、「国家からの自由」が議論されました。しかし19世紀末から20世紀にかけて、産業革命の進展に伴い貧富の格差が浮き彫りになり、単に束縛を受けないというだけでは、貧しい人には窮乏の自由しかないのではないか、という議論が起こるようになります。そこで、国家が積極的な福祉政策により、実質的に人々の生きる自由を確保する必要性が認識されるようになりました。「国家による自由」です。そして、今日。「国家からの自由」も「国家による自由」も、未だ実現されなければならない大きな課題です。しかし、今日では、企業、国家、個人それぞれ責任の程度に差があるにせよ、市民ひとりひとりが自らを律して環境を保全しなければ、将来世代にわたって自由を確保することができない、そのことが広く認識されるようになりました。いわば、「市民による自由」が大きな課題になっているといえます。「yay-pitap」という訳は、こうした時代状況も踏まえて考えました。読者の批判を仰ぎたいと思います。

## 「主権」

これもアイヌ語辞典には載っていません。一般的に「主権」とは「国家権力そのもの」「国家権力の外に対する最高独立性」「国の政治のあり方を最終的に決定する力」の3つの意味があります。ここでは「主権が国民に存する」とあることから、国の政治のあり方を最終的に決定する力という第三の意味になります。そこで、「国を動かす力 = mosir kirup cimontum」と翻訳してみました。

ここで、「動かす」という訳が改革主義イデオロギーに立っていないか、イギリス保守主義の代表的思想家エドモンド・バークの著書なども読んで検討しました。保守主義の英知は、時代の変動により何らかの変革を迫られたとき、先人が積み重ねてきた自由のための努力や、大地を敬ってきた歴史を最大限に尊重し、むやみに先人の

業績を破壊しないことにあります。ただ、これらを前提としても、時代が要請する課題が時に応じて変動すること自体は避けられないことであり、また、いかなるイデオロギーであれ、国の政治のあり方を決めるということは、具体的には法律を制定するということです。法律が制定されれば、程度の差はあれ、以前と比較して人々の権利関係に変動が生じてきます。そのため、「動かす」という訳は必ずしも特定の思想に立脚したもののとも言えず、「政治」の訳語として相当と考えました。

「国民」：こちらは、「mosir(国)」を付けずに、単に「utar」としました。「国民主権」という場合の「国民」とは、主権が特定の君主のみにあるのではなく、広く一般の人々にある、ということの意味しますので、必ずしも「mosir」を付ける必要はないと思われます。また、英語の「people」の直訳としては「utar」が最も適切です。そのため「国民」は「utar」としました。

「憲法」：「憲法」は constitutional law の訳語です。Constitutional には「骨格」「構造」といった意味があります。これにあたるアイヌ語としては、「芯」「背骨」を意味する motoci が最もふさわしいと考えます。一方、「法律」も手元のアイヌ語辞典にはない言葉ですが、これにあたる言葉として、「約束」「決めごと」を意味する irenka という言葉があります。この言葉は極めて多義的で、「理想」「希望」「考え」をも意味します。そして、「法律」は言ってみれば、「理想や考えに基づく国民相互の約束事」といえることから、「法律」の訳語としては irenka がふさわしいと考えました。以上より、「憲法」は motoci irenka 「= 芯となる決めごと」と翻訳しました。

「国政」：「国を動かすこと」と翻訳しました。

「その権威は国民に由来し」：アイヌ語には「権威」という言葉がありません(少なくとも手持ちの辞書には載っていません)。また、「権威」という概念はアイヌの人々が築

いてきた平等な社会、「水平社会」と矛盾しかねないものですので、あえて「権威」という言葉をアイヌ語に導入することは、大げさにいえばアイヌ文化を傷つけることにもなりかねません。更に、「水平社会」と矛盾するということは、日本国憲法にとっても必ずしも本質ではないということです。そこで、あえて「権威」を翻訳することはせず、全体としてほぼ同じ意味となる「それ(国政)は国民によって敬われ」という訳し方をしてみました。

「人類普遍の原理」:「すべての人間の基本的な(芯となる)真実」を意味する「epitta aynu motoci an-pe」と訳しました。

(第二段落)

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

Aynu-mosir-utar, sisam-mosir-utar, sasuy-sir u-e-katayerotkep a-e-yay-tupa wa, aynu utur an pirka irenka rawne no a-yay-o-humse-kote kane wa, u-e-katayerotkep u-eramasu at mosir utar an koraci pe hene owpeka pe a-e-isokor wa, a-kor e-ramu-sir-nep hene siknup a-e-punkinep a=kewtum-o-sir-ciwre. Aoka, u-e-katayerotkep a-e-punkine wa, aynu aynu teyep kannam-sir or wa sasuy-sir a=e-o-cis-cis-re kor an kannam-sir or ta, a-yay-e-sannniyo rusuy. Aoka, epitta

kanna-mosir utar, a-sitomap hene ku-ipe rusuype or wa a-pita wa, u-e-katayerotkep  
or ta siknup u-eyok-puri kor pe u-ko-apapu.

コメント:

「平和」:アイヌ語辞典には載っていない言葉ですが、それに近い意味の言葉として、「お互いに仲良くする」を意味する「u-e-katayerotke」を当ててみました。読者の批判を仰ぎたいと思います。

「人類相互の関係を支配する崇高な理想」:このうち「支配」はアイヌ語辞書には載っておらず、かつ「水平社会」と矛盾しかねない概念ですので、「支配」は無理に翻訳せず、全体として同じ意味になるよう、「人間の間にある pirka(美しい、立派な、という意味)理想」を意味する「aynu utur an pirka irenka」と訳しました。

「自覚し」:そのものはアイヌ語辞書に載っていませんが、アイヌ語は「自分で~する」という語彙が豊富なので(動詞の前に「自分で」を意味する「yay」という接頭語をつければ良い)そうした語彙を見たところ、「自分自身に気合を入れる」という意味の「yay-o-humse-kote kane」と訳しました。

「専制と隷従、圧迫と偏狭」:手持ちのアイヌ語辞書にはそのような言葉は載っていません。これは明らかに、アイヌ社会の特質である水平社会のたまものです。一方、とりわけ近代に入り、アイヌ民族は日本民族から「専制と隷従、圧迫と偏狭」と呼ぶべき扱いを受けましたが、にもかかわらずそうした言葉は生まれませんでした。これは、日本政府による「専制と隷従、圧迫と偏狭」は、アイヌ民族から言語自体を奪うものだったことが最大の要因です。そして、こうした単語はアイヌ社会の特質と矛盾するもので、なるべく作らない方が良くともいえます。一方、全く訳さないのでは、意味を伝え

なくなってしまう。そこで、4語全体をまとめて、「人間が人間を押さえつけること」を意味する「aynu aynu teyep」と翻訳しました。

「国際社会」:「地上世界」という言葉を当てはめてみました。

「名誉ある地位を占めたいと思う」:アイヌ語辞書には「名誉」という言葉は載っていませんし、「水平社会」とは必ずしも整合しない概念でもあります。更に、憲法前文が「名誉ある地位を占めたいと思う」と述べているのは、名誉を得ること自体を望んでいるということではなく、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる」国際社会の活動を率先して行いたい、ということです。そこで、この部分は意識して、「自分の進む方向を決めて働きたい」を意味する「yay-e-sannniyo rusuy」を当てました。

「権利」:アイヌ語辞書には載っていない言葉ですので、語源を考えてみました。英語の right、ドイツ語の recht、フランス語の droit など、ヨーロッパ諸語で「権利」を意味する言葉は「正しい」と同じ言葉になっています。ただ、ヨーロッパと日本では「正しい」という語の文化的背景が異なり、だからこそ明治の先人たちは「正義」と訳さなかったわけで、同様のことはアイヌ語についてもいえます。

そこで、ヨーロッパにおける「正義」概念の源流を探るため、アリストテレスの「政治学」などをみてみましょう。同書第三巻第9章には「正しいこととは等しいことであると思われる、そして事実、そうである(但し、それだけではない)」、第3巻第12章には「政治の領域における善きものとは正しきものことであり、この正しきものとは共通に有益なものことであり」と書かれています。これらをまとめると、ヨーロッパにおける「正義」とは、概ね「各人に与えられるべきものがその人に与えられること」といえ



ます。ヨーロッパにおいて「権利」と「正義」が同じ言葉なのは、「権利」とは、「その人に与えられるべきものがその人に与えられること」だといえるからです。

一方、こうした「権利」の定義からは、単に「私に与えられるべきものが私に与えられること」のみならず、「あなたに与えられるべきものがあなたに与えられること」「彼(女)に与えられるべきものが彼(女)に与えられること」も必然的に導かれます。個人主義と利己主義が異なるのは、この意味においてです。そこで、「権利」のアイヌ語訳としては、「互いに相手を尊敬する風習」を意味する「u-eyok-puri」を当てました。とりわけ今日においては、環境問題の深刻化に示されるように、基本的人権が現在世代だけでなく、将来世代にもわたって確保されるよう努めることが大変重要になってきます。「権利」を上記のように訳すことは、こうした時代状況にも即したものだといえます。なお余談ながら、日本語においても「権利」でなく、せめて「権理」とでも訳していれば、個人主義を利己主義と(意図的に?)混同する一部急進的「保守」派の混乱した議論を防げたのではないかと思います。

「確認する」:「確認」もアイヌ語辞典には載っていません。ここで、「確認」とは、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ということですが、憲法前文にこうした文章があるのは、かつて日本が他国民の上記権利を蔑ろにしたことを自戒するということです。そこで、ここでの「確認」の訳としては、「互いに注意する」という意味の u-ko-apapu を当てました。

(第三段落)

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

Epitta mosir, iteki kor mosir patek ko-si-ram-suye wa oya-mosir oyra wa, mosir kirup pirka irenka, epitta kannam-mosir or ta an wa, ta irenka a=koykar kuni p, kor mosir yay-ka-opiwkip a-e-punkinep wa, oya-mosir konna u-kotom ro kor an usa usa mosir yay-esaramap a-e-isokor.

コメント:

「政治道德の法則」:「道德」はアイヌ語辞書には載っていない言葉ですので、「道德の法則」は「崇高な理念」と同じく、「pirka irenka」と訳してみました。

「普遍的」:「地上世界のいたるところにある」を意味する「epitta kannam-mosir or ta an」と訳してみました。

「主権」:ここでの「主権」は「自国の主権を維持し、他国と対等関係に」とあることから、第一段落の「主権」とは少し意味が異なり、対外的な独立主体を意味します。そこで、「自分で自分を助けること」すなわち独立を意味する「yay-ka-opiwkip」と訳しました。

「他国と対等関係に立とうとする」:「他国と似合おうとする」を意味する「oya-mosir konna u-kotom ro kor an」と訳しました。

(第四段落)

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

Aynu mosir utar, sisam mosir utar, epitta kannam-mosir utar kusu, e-yay-ram-sitne wa ta pirka irenka hene ikkew yay-e-sanniyop a-u-hotuypa.

コメント

「国家の名誉にかけ」：「名誉」は前述のとおりアイヌ語辞書には載っていない言葉であり、かつ「水平社会」に必ずしもそぐわない概念であることから、意識してみました。「国家の名誉にかけ」とは、すなわち他国の人々から認められるような活動をする、ということです。名誉とは、そうした活動によって得られるものです。そこで、「世界中の人のために」を意味する「epitta kanna-mosir utar kusu」と訳しました。

「誓う」：第一段落の「宣言する」と同様、「互いに大声で叫ぶ」を意味する「u-hotuypa」を当ててみました。

---

## 第1章 天 皇 sinep muye - tenno

---

コメント

「章」：「章」をそのものズバリで意味するアイヌ語は見当たらないので、「束」を意味する「muye」を当ててみました。もっとも、憲法は「章」というまとまりしかないからこれで良いと思いますが、民法のように「編」 - 「章」 - 「節」 - 「款」とある場合にどうするかは悩ましいところです。「poro muye(大きい束)」 - 「muye(束)」 - 「pon muye(小さい束)」といったところでしょうか…

「天皇」：アイヌ語には「王」にあたる概念自体がありません。そのため、「天皇」については無理に翻訳せず、「tenno」のままとしました。また、個人的には立憲君主制を支持するところですが、天皇がアイヌ民族も含めた日本国民全体の統合の象徴でありう

るか、ありうるとすればそれはどのような条件のもとか、こうした問題は、あえて訳さないことで、より浮き彫りになると思います。

**第1条** 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

**Sinep itak** Tenno, aynu mosir hene sisam mosir i-tokpa an wa aynu mosir utar hene sisam mosir utar u-e-karpap i-tokpa an wa, ta an pe, mosir kirup cimontum an aynu mosir utar hene sisam mosir utar epitta irenka ani an.

コメント

「条」:漢和辞典によると「条」の語源は「筋目」を意味します。「条」はそこから「物事の筋道」のような意味に転化され、法律の条文をも意味するようになったと考えられます。ただ、アイヌ文化における「筋(sunci)」にこのような意味を持たせるのは難しいと思われます。そこで、「言葉」を意味する「itak」と訳してみました。

「象徴」:「しるし」を意味する i-tokpa と訳しました。

「統合」:「互いに集まること」を意味する u-e-karpap と訳しました。

「地位」:「あること」を意味する an pe と訳しました。

「総意」:「みんなの考え」を意味する「epitta irenka」と訳しました。余談ですが、「(全体の)考え」と「法律(約束)」が、いずれも「irenka」という言葉になるのは、ルソーの「人民の一般意思が国法になる」という思想を連想しますね。

**第2条** 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

**Tup itak** Tenno an pe, uruokata a-sonko-ye, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir- ciwre tenno cise un utar irenka ani, a-sonko-ye.

コメント:

「皇位」:「天皇であること」を意味する tenno an pe と訳しました。

「世襲」:「子々孫々伝えられる」を意味する uruokata a-sonko-ye と訳しました。

「皇室典範」:まず、「皇室」は「天皇の家族」(英語の「Royal Family」に対応します)を意味する「tenno cise un utar」と訳しました。次に「典範」を訳すにあたり、皇室典範と一般の法律の関係を検討します。大日本帝国憲法下では皇室典範は議会の関与の及ばない、法律より上位の法規範と考えられてきましたが、日本国憲法は主権を国民に置き、天皇を権力から離れた存在と定めた関係上、皇室典範は国会の議決により定められる法律の一形式となりました。そこで、「典範」は「法律」と同じ「irenka」と訳しました。

**第3条** 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

Rep itak Tenno epitta mosir ikip, mosir kiru cise epakasnup hene e-esep e-isramne, mosir kiru cise yay-esarama.

コメント:

「国事行為」:「国(の)」を意味する mosir と「行為」を意味する ikip を組み合わせました。

「内閣」:日本語の「内閣」「官房」も英語の「cabinet」も概ね「家」「部屋」という意味です。そこで、「内閣」には「家」を意味する「cise」という語を当てました。ただ、「cise」だけだとさすがに何のことか分かりづらいので、「cise」の前に「国を動かす」という語を付けてみました。

**第4条** 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

**Inep itak** Tenno, ta motoci irenka kewtum-o-sir- ciwre mosir ikip patek iki wa, mosir kirup cimontum isam.

**Tup** Tenno, irenka kewtum-o-sir- ciwrep ani, i mosir ikip e-si-mosma-re e-askay, 「国政に関する権能」：「国を動かす力」と訳してみました。「主権」と同じ語になってしまいましたが、4条1項は、主権は天皇にないということの意味し、いわば国民主権を裏から述べたものですので、それでもよいのではないかと考えました。

「委任」：アイヌ語辞書を引くと、「委任」を意味するアイヌ語は i-tom-komanu です。しかしこの言葉は、i(その、その人の) tom(下) komanu(耳を傾ける)という成り立ちであり、委任先の判断に任せるという意味を持ちます。一方、天皇は権力から離れたところにある存在であるため、天皇の国事行為は、そもそも天皇が判断するものではありません。そのため、このような語を用いることは必ずしも適当ではないと考えられるため、「代理で仕事をする」を意味する e-si-mosma-re を当ててみました。なお、e-si-mosma-re という語は、e(それを)si(自ら)mosma(別に)re(させる)という成り立ちです。

**第5条** 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

**Asiknep itak** Tenno cise un utar irenka kewtum-o-sir- ciwrep ani sessho an neyke, sessho, tenno re ani i mosir ikip iki. Ta neyke, etok itak sinep hum itak e-iwanke.

コメント

「摂政」:これに対応するアイヌ語は当然存在しません。また、「摂政」という言葉の意味をそのまま移しかえると、「mosir kirup ikip」(国政を行う)となりますが、これでは古代の摂政ならともかく、「前条第一項の規定を準用する」、すなわち「国政に関する権能を有しない」存在である現代の摂政を表す語とはなりえません。そのため、あえて訳さずに、そのまま「sessho」としました。

「項」:どう訳すか判断の分かれるところですが、「切れ端」「片」を意味する「hum」をあててみました。

「規定」:「決定」「決める」と同じ語を当てることも考えましたが、アイヌ語で「決定」「決める」を意味する「kewtum-o-sir-ciwre」とは、直訳すると「精神をそこで大地に刻ませる」という大変荘厳な言葉ですので、「規定」の訳としてはいささかオーバーに思われ、またここでいう「規定」は「条文の言葉」というニュアンスが強いと考えられます。そこで、「規定」は、「条」の試訳と同じになりますが、「言葉」を意味する「itak」をあててみました。

「準用する」:「用いる」を意味する e-iwanke をあてました。

**第6条** 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

**Iwanpe itak** Tenno, mosir u-e-karpap numkep ani, mosir kirup cise kor kur  
i-ko-orsutke.

2 Tenno, mosir kiru cise numkep ani, iyotta irenka cise kor kur an irenka kur  
i-ko-orsutke.

コメント:

「指名」:「選ぶこと」を意味する numkep をあてました。

「内閣総理大臣」:「内閣の長」を意味する「mosir kiru cise kor kur」をあてました。

(「国の長」と訳しては、国民主権原理や、国会が国権の最高機関であることと矛盾すると思われます)

「任命」:「命じる」を意味する i-ko-orsutke をあてました。

「最高裁判所」:まず、「最高」に当たる語は iyotta ですが、問題は「裁判所」をどう訳すかです。この点、「irenka」は先ほど「法律」の訳語に当てましたが、この語は極めて多義的で「紛争」「もめごと」という意味もあります。そして、裁判所とは司法権を行使する機関であるところ、司法とは「具体的な紛争に法律を適用し、終局的に解決する国家の機能」です。そうすると、「irenka」の語は、「裁判」「司法」の訳語としても適切といえます。そこで、「裁判所」は「irenka cise」と訳しました。なお、韓国語で「裁判所」に当たる語は「法院」です。同様に、「裁判官」は「irenka kur」と訳しました。

**第7条** 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

1. 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
2. 国会を召集すること。
3. 衆議院を解散すること。
4. 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
5. 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
6. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
7. 栄典を授与すること。
8. 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
9. 外国の大使及び公使を接受すること。
10. 儀式を行ふこと。



**Arwanpe itak** Tenno, mosir kiru cise epakasnup hene e-esep ani, utar kusu, otutanu mosir ikip iki.

1. motoci irenka sinnarep, irenka, mosir kiru cise i - ko-orsutke, hene oya mosir u-tura irenka sepno e-yutarap.
2. mosir u-e-karpap i-nusuyep.
3. utar ko-ca-ranke cise cise-carpap.
4. mosir u-e-karpap kur numkep ikip sepno e-yutarap.
5. Mosir kirup cise kur hene irenka kewtum-o-sir- ciwre oya utar-kusu-iki-kur i-ko-orsutkep hene pitap, hene epitta i-tom-kokanup kampi hene oya mosir or un sonko-kor-kur otuwasip kampi e-esep.
6. Honnerep, pakasnu kosne-rep, pakasnu ikip honnerep, hene u-eyok-puri tusap e-esep.
7. i-omonnurep korar pe.
8. ram-osma kampi hene irenka kewtum-o-sir- ciwre oya oya mosir u-tura kampi e-esep.
9. oya mosir or wa sonko-kor-kur i-saptep.
10. i-nomi ikip.

コメント:

「政令」:政令とは内閣が制定する下位法令(憲法73条6号)ですが、「内閣の法律」と単純に考えて「mosir kiru cise irenka」と訳してしまうと、あたかも内閣が法律を制定するかのような印象を与え、国会中心立法の原則(41条)と抵触する恐れがありますので、「内閣の命令」と訳してみました。

「条約」:「外国との約束」と訳してみました。

「衆議院」:「衆」「議」「院」に分解して、「民衆」(utar) + 「話し合う、議論する」

(ko-ca-ranke) + 「家」(cise)と訳しました。

「国務大臣」:「内閣の構成員」と訳してみました(日本語にも「閣僚」という表現があります)。

「官吏」:「人々のために働く人」と訳してみました。「公務員」も同様に訳して差し支えないと思われます。

「大使」「公使」:いずれも職務内容にそれほどの差があるわけではありませんので、共に「外国への使者」と訳してみました。なお、「外国の大使(公使)」は「外国からの使者」と訳しました。

「批准」:条約の当事国の政府が条約に同意することを指しますので、「同意」と訳してみました。

**第8条** 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

**Tupesanpe itak** Tenno cise un utar or un ikor korar neyke, tenno cise un utar ikor uyna neyke, korar neyke, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwrep ani e-isramne,

---

## 第2章 戦争の放棄 Tup muye tumi a-osurap

---

**第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**Sinepesanpe itak** Aynu mosir utar, sisam mosir utar, an koraci hene u-eyok-puri ani kanna mosir u-e-katayerotke eposo a-e-yay-tupa wa, mosir cimontum ikip ne tumi hene, hayok cimontum ani si-e-kimatek-kap, hayok cimontum ikip, oya mosir utur irenka tuye a=e-iwanke-p ne, sasuy-sir-pak no a-osurap.

**Tup** Etok hum ikkew yay-e-sanniyop kusu, ya, atuy, kanto-kotor tumi topa, hene oya tumi cimontum, somo a-ani. Mosir tumi or ta cimontum, somo a-e-ese.

コメント:

「秩序」:これにあたるアイヌ語はないため、「無秩序」とはどんな状態か考えてみました。混乱の状態、互いの、平穏に暮らす権利が尊重されていない状態です。そうすると、「秩序」も、「互いを尊重すること」と訳してよいのではないかと考えました。これは「人権」「権利」の試訳と同じ言葉になります。いわゆる権威主義体制をとる諸国では「秩序の維持」を口実として人権を抑圧することがしばしば見られます。しかし、秩序とは人権が尊重された状態なのであって、決して人権抑圧を正当化するものではありません。

「国権の発動」:「国の権限の行使」と訳しました。

「武力」:「武器」は hayok、「力」は「cimontum」といいますので、この二つの語を合成しました。

「国際紛争」:「外国との紛争」と訳しました。

「軍」:これにあたるアイヌ語はないため、「戦争」を意味する tumi と「群」を意味する topa を合成しました。

「戦力」:「戦争」と「力」を合成しました。

「交戦権」:交戦権の意味として、 交戦状態に入った場合に交戦国に国際法上認められる権利(たとえば、敵国の兵力・軍事施設を殺傷・破壊したり、相手国の領土を占領したり、中立国の船舶を臨検して規制船舶を拿捕する権利)と解する見解と、 文字通り、戦いをする権利、とする見解があります。国際法上の用法としては が妥当とされていますが、 を認めないということは、要するに を認めないことともいえま。そこで、「戦争における権限」と訳してみました。この訳だと、 の内容を伝えることもできますし、同時に の意味も伝えることもできます。

---

## 第3章 国民の権利及び義務

### Rep muye utar u-eyok-puri hene yay- esaramap

---

#### コメント

「義務」:「自ら責任を取ること」と訳しました。いわゆる「三大義務」のうち、子に教育を受けさせる義務(26条)や勤労の義務(27条)は、その内容を自ら選択すべきものですし、納税の義務(30条)にしても、その内容は法律によって、すなわち国民自身の選択によって決せられます。そして、「三大義務」以上に本質的な義務である「自由及び権利を不断の努力によって保持する義務」(12条)、これはまさに、自ら責任を取ること他にありません。

**第10条** 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

Wanpe itak Aynu mosir utar, sisam mosir utar an pe, irenka ani a-kewtum-o-sir-ciwre.

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

**Sinep ikasma wanpe itak** Utar, epitta motoci u-eyok-puri pekap somo a-concak. Ta motoci irenka utar kusu e-punkine motoci u-eyok-puri, concak e-aykap sasuy-sir u-eyok-puri ne, ta hene sasuy-sir utar a-korar.

コメント:

「妨げる」「侵す」:いずれも手持ちのアイヌ語辞典には載っていないため、共に「邪魔する」を意味する concak と訳してみました。

「国民に保証する」:「保証」にあたるアイヌ語はないため、「国民のために守る」と訳してみました。

「永久の」「将来の」:アイヌ語ではいずれも sasuy-sir となります。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**Tup ikasma wanpe itak** I motoci irenka utar kusu e-punkine yay-pitap hene u-eyok-puri , utar upakitara arikikip ani, a-e-punkine e-isramne, Utar, iteki tanpe ni-wenno e-iwanke wa, upakitara utar kusu tanpe e-iwankep a-yai-esarama.

コメント:

「不断の」:「変わりなく」を意味する upakitara と訳してみました。

「濫用」:「乱暴に」を意味する ni-wenno と、「用いる」を意味する e-iwanke を合成しました。

「公共の福祉のために」:「公共の福祉」とは、「人権相互の矛盾・衝突を調整する実質的公平の原理」です。従って、「公共の福祉のため」とは、「他人の人権のため」を指します。そこで、「人々」「仲間」を意味する utar という言葉を使って、「utar kusu」(人々、仲間のために)と訳してみました。ここで、epitta kusu と訳してしまうと、epitta には「みんな」のほか、「全体」という意味があることから、「国家のため」と解する余地が生じてしまい、「公共の福祉」の意味が正確に伝わらなくなるおそれがあります。

「責任を負う」:「責任を引き受ける」を意味する yai-esarama と訳しました。

**第 13 条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**Rep ikasma wanpe itak** Epitta utar, aynu ne a-aynu-kor. Siknup, yay-pitap hene ci-kas-nukar hi hunarap or un utar u-eyok-puri, utar ci-kas-nukar hi somo u-hosi neyke, irenka a-kararpe hene oya mosir kirup or ta, ikkew aynu-korpe e-isramne,

コメント:

「個人」:これにあたるアイヌ語はないことから、「人」と訳してみました。

「幸福追求」:「幸福」もアイヌ語辞書に載っていないことから、「恵まれる」(ci-kas-nukar)「こと」(hi)と訳しました。「追求」は「探すこと」(hunarap)と訳しました。

「公共の福祉」:「人々(仲間)の幸福」と訳してみました。

**第 14 条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**Inep ikasma wanpe itak** Epitta utar, irenka or ta u-pak-no u-ne-no a-aynu-kor wa,  
kam-kasike-iro, irenka, menoko-okkayo-oyap, aynu utur or ta pasep, an usi ani, mosir  
hene kotan kirup, nepkip-hene-pe-utek-pe, aynu utur or ta, somo  
a-u-ko-si-utur-uiruke.

**Tup** Kazoku hene oya pasep sani sap-ikir, somo a-e-ese.

**Rep** O-mon-nurep, o-mon-nurep-i-tokpa, hene oya o-mon-nurep-ikor korarpe or ta,  
ar etakasure an pe isam. O-mon-nurep-ikor korarpe, tanpe kor kur patek or ta  
mawe-kar,

コメント:

憲法(のみならず近代法一般)をアイヌ語で表すのは難しいものですが、とりわけ本条はアイヌ語にない言葉のオンパレードで、最も訳すのに苦労したところです。本条は、法の下での平等を定め、差別の禁止や貴族制度等の禁止を定めた条項ですが、存在しないものを禁止することはできません。例えば、インド憲法がカースト制度を禁止しているのは、インドにカースト制度があるからです。こうして見ると、アイヌ社会がいかに差別から遠いところにあったかということが改めて浮き彫りになってきます。

「法の下に平等」:法(irenka)において同じように尊重される、と訳しました。アイヌ語で、「同じに」は「nenō」、「同じように」は「u-pak-no u-ne-no」となりますが、前者とした場合、全く同じ扱いをしなければならない(形式的平等)ということになりかねません。しかし、現実の個々人はそれぞれ違った特質を有することから、形式的平等ではかえって不平等を招く恐れがあり、憲法の予定する平等とは、個人の差異に応じた実質的平等と考えられます。そこで、実質的平等のニュアンスを出すため、後者の訳を採用しました。

「人種」:アイヌ語には存在しない言葉であり、「人の種類」と訳してもニュアンスが伝わりにくい(「アニメを好む人とスポーツを好む人」も「人の種類」といえます。)ことから、「肌の色」と訳しました。

「性別」:アイヌ語には存在しない言葉であることから、「男と女の違い」と訳しました。

「社会的身分」:判例は「人が社会において一時的ではなしに占める地位」と解しています。簡単には抜け出せない地位(で、何らかの社会的評価が伴うもの)ということです。そこで、「人々の間における値打ちの高さ」と訳してみました。

「門地」:「家柄」を指しますが、これに的確に対応するアイヌ語はありません。「血統」を意味する「sani」が比較的近いようにも思われますが、これは必ずしも「血統」の含意である社会的地位には対応していません。例えば、「狩の名人の血統」であることは、直ちに社会的地位をもたらすものではありません。そこで、仮に「生まれた所」と訳してみました。

「政治的」:先ほど「国政」を mosir kirup と訳してみました。ただ、「政治」を mosir kirup と訳した場合、地方政治はどうなるのか、という疑問が生じますので、仮に mosir hene kotan kirup と訳してみました。mosir は「国」を指し、kotan はもともと「村」を指しますが、「自治体」の訳語にあててみました。Kirup は「動かすこと」です。

「経済的」:アイヌ語には存在しない言葉です。そこで、経済とは何かと考えてみると、大まかに言って生産活動と消費活動だといえます。そこで、「働くことと物を使うこと」と訳してみました。また、経済的関係における差別の典型例としては、勤労の権利や財産権の収用が考えられますので、そうした意味からも「経済的(差別)」の意味を伝えられると考えました。

「社会的」:「人々の間において」と訳してみました。

「差別」:的確に対応するアイヌ語はありませんが、「除け者にする」を意味する「u-ko-si-utur-uiruke」をあててみました。



「貴族」：「値打ちの高い血統」と訳してみました。

「制度」：英語の system は「系統」をも意味し、「制度」と「系統」は同じ意味合いを有すると考えられることから、「系統」を意味する sapikiri をあててみました。

「特権」：「特別であること」と訳してみました。

**第 15 条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**Asiknep ikasma wanpe itak** Utar- kusu-iki-kur numkep hene pitap, utar or wa ko-uyna e-aykap u-eyok-puri.

**Tup** Epitta utar-kusu-iki-kur, epitta kusu iki wa, hum patek kusu somo iki,

**Rep** Utar-kusu-iki-kur numkep or ta, epitta poro-kur ani numkep a-e-punkine.

**Inep** Epitta numkep or ta numkep a=esina-p, iteki concak. Utar, numkep ani mosir or ta, utar or ta, somo a-se-re.

## コメント

「国民固有の権利」：「人々(国民)から奪うことのできない権利」と訳してみました。「固有」を「だけが持つ」と解すると、外国人には絶対与えてはならないのか、という問題が生じますが、最高裁判決は地方参政権についてはこれを認めていますし、今後の政治状況によっては判例を変更して国政についても認める可能性がないとはいえません。一方、15条1項の趣旨は、国民から公務員選免の権利を奪ってはならない、近世ヨーロッパのように君主が選免する事態を引き起こしてはならない、という点にあります。そこで、「固有」は、「奪ってはならない」と解するのが最も適切と考えました。

「一部の奉仕者だけではない」：「断片だけのために働くのではない」と訳してみました。

「成年者による普通選挙を保障する」：「普通選挙」とは国民全員に(財力、教育、性別などを要件とせずに)選挙権があることを指しますので、「全ての成人による選挙を守る」と訳しました。

「公的にも私的にも」：アイヌ語にはない概念ですので、「国においても、人々においても」と訳してみました。

「責任を問われない」：「背負わされない」と訳してみました。

**第 16 条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**Iwanpe ikasma wanpe itak** Epitta aynu, a-sonokirep opiwkip, utar-kusu-iki-kur pitap, irenka, i-orsutke, puri karpe, osurap, sinnarep, hene oya pe kusu, ratcitarar ko-ram-korpe u-eyok-puri kor wa, epitta aynu, ta ko-ram-korpep kusu ar a-u-ko-si-utur-uirukep somo peka.

コメント：

「損害の救済」：「損害」は「損をさせられること」、「救済」は「助けること」と訳しました。

「罷免」：「解き放つこと」と訳しました。

「請願する」：「お願いする」と訳しました。

「何人も」：「すべての人」と訳しました。

**第 17 条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**Arwanpe ikasma wanpe itak** Epitta aynu, utar-kusu-iki-kur wen ikip kusu a-sonokire  
neyke, irenka ani a- kewtum-o-sir-ciwrep ani, mosir hene kotan, i-asinkere e-askay.

コメント:

「不法行為」:「悪い行為」と訳しました。

「公共団体」:主に地方公共団体を指すと考えられるため、「村」を意味する「kotan」をあてました。

「賠償を求める」:アイヌ語辞典には「求める」という語が載っておらず、また本条の趣旨は、「公務員の不法行為による損害」という要件がある場合には現実に賠償してもらうところにありますので、必ずしも「求める」をきちんと訳す必要はないと判断し、ここでは「賠償させる」と訳しました。

**第 18 条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**Tupesanpe ikasma wanpe itak** Epitta aynu, ar yay-pitap-isam oskoni wa an pe somo  
peka. Epitta aynu, wen-puri-korpe kusu pakasnu neyke patek, i- aynu-irenka u-hosi  
yay-wen-nukar ikip a-te.

コメント:

「奴隷的拘束」:アイヌ語には「奴隷」という概念がありません。そこで、「奴隷的」は「まったく自由がないこと」と訳しました。なお「拘束」は「捕まえていること」と訳しました。

「犯罪による処罰」:「罪を犯したことによる罰」と訳しました。

「その意」:「意思」にあたるアイヌ語は「irenka」ですが、「irenka」は「法律」という意味にもなりうることから、「犯罪による処罰の場合には、法律に反する苦役すら認められる」という誤解を招く恐れがあります。そこで「法律」との混同を防ぐため、「irenka」の前に「i-aynu」をつけて、「その人の意思」ということを明確にしました。

**第 19 条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**Sinepesanpe ikasma wanpe itak** Irenka hene pirka-seremak yay-pita, iteki concak.

コメント:

「良心」:「良い魂」と訳してみました。

**第 20 条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**Hotnep itak** E-isokor wa e-oripak yay-pita, epitta aynu or un, a-e-punkine..Epitta e-isokor wa e-oripak u-e-karpap, iteki mosir or wa etakasure an pe peka wa, iteki mosir kirup cimontum ikip.

**Tup** Epitta aynu, e-isokor wa e-oripak pe or ta ikip, iway, i-nomi or un ko-tamkep somo a-i-ko-orsutke.

**Rep** Mosir hene mosir mon kusu u-e-karpa , iteki e-isokor wa e-oripak epakasnup hene oya epitta e-isokor wa e-oripak ikip iki.

コメント:

「信仰」:これにそのまま該当するアイヌ語はありません。アイヌ語は「神」に関しては豊富な語彙を持っていますが、仏教のように、神の存在を必ずしも前提としない信仰もありますので、「神」の語を使うのは相当ではありません。そのため、「信じ敬う(こと)」を意味する「e-isokor wa e-oripak」と訳してみました。

「宗教」:そのまま該当するアイヌ語がないことから、「信仰」と同じ訳をあててみました。

「宗教団体」は、「宗教」に「集まり」を意味する「u-e-karpa」を合わせてみました。

「祝典」：「祝い」を意味する「iway」をあてました。この言葉は日本語語源ではないかと思われませんが、既にアイヌ語辞典に載っている言葉ですので、日本語をそのまま使っても差支えないと判断しました。

「機関」：「仕事をするための集まり」と訳しました。「cise」(家)を当てることも考えましたが、機関が必ずしも建物を保有しているとは限りませんし、機関の本質は人の集まりにありますので、「集まり」の方がよりふさわしいと判断しました。

**第 21 条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**Sinep ikasma hot itak** U-e-karpap, u-e-karpap e-kar-kar-pe, u-ko-itak-pe, kampi sepno e-kar-kar-pe, hene oya epitta i-porse yay-pita, a-e-punkine.

**Tup** Irenka corpok ta mosir kiru kusu u-e-karpap, iteki i-porse etok ta hattoho an. Itak-ipe i-tasa-re a=esina-p, iteki concak.

コメント：

「集会、結社」：「集会」は「集まること」と訳しました。「結社」は集会と比較して持続性のある団体を作ることなので、少しでもそうしたニュアンスを出せるよう、「集まりを作ること」と訳してみました。

「言論、出版」：言論とは、互いに言葉を交わすことといえますので、「言葉を交わす」と訳しました。出版とは、文書を広く発行することといえますので、「文書を広く作る」と訳しました。

「検閲」：検閲とは、国とりわけ行政権が事前に表現行為を検査し、好ましくない表現行為を差し止めることです。そこで、「行政機関(65条参照)は、表現行為を事前に禁止してはならない」と訳しました。

「通信」：「言葉をやり取りすること」と訳しました。なお、kampi(文書)には電子メールも含まれますが(最近では、「電子メール」を「imeru kampi(電気の文書)」と訳す試みも行われているようです)、ただ「kampi」だと電話を含めることが困難なため、「言葉」の方がよいのではと考えました。

**第 22 条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**Tup ikasma hot itak** Epitta aynu, utar ci-kas-nukar hi somo u-hosi neyke, an pe, tup pe, hene mon-numkep yay-pita a-kor.

**Tup** Oya mosir or un tup pe, hene mosir utar an pe or wa e-ko-hopip yay-pita somo a-concak.

コメント

「職業選択」：「仕事を選ぶこと」と訳しました。

「何人も」：この文言をそのまま訳すと「Epitta aynu」となりますが、ただ外国人に「国籍離脱の自由」というのはありえないので、あえて訳出しないことにしました。

「国籍離脱」：「国民であることから離れること」と訳しました。

**第 23 条** 学問の自由は、これを保障する。

**Rep ikasma hot itak** Ko-canup-kor pe rawne yay-pita, a-e-punkine.

コメント：

「学問」：「知ることを深めること」と訳しました。

**第 24 条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**Inep ikasma hot itak** U-korpe, u-kor tup uko-ramu-osma patek ani e-askay wa, umurek utar neno u-eyok-puri kor pe motoci ne, u-tek ruyruypa wa, a-e-punkinep a-e-isramne.

**Tup** Hoku hene maci numkep., ikor- kor-u-eyok-puri, u-kes-korpe, cise numkep, u-osurpa hene u-korpe hene cise un utar or ta oya pe or ta, irenka, aynu a-aynu-korpe hene menoko hene okkayo u-pak-no u-ne-no a-aynu-kor pe ani, a-karpe a-e-isramne,

コメント:

「両性」:これにあたる語や、「ジェンダー」を意味する語はアイヌ語にはありません。そのため、「結婚する二人」と訳してみました。この場合、必ずしも男と女であるとは限りませんが、同条の趣旨は婚姻に対する封建的制約を排除することによって、同性婚を禁止することにはありませんので、むしろこのような訳の方が憲法の趣旨に合致すると考えられます。

「配偶者」:「夫及び妻」と訳しました。

「個人の尊厳」:「人が尊重されること」と訳しました。

「両性の本質的平等」:「女と男が同じように尊重されること」と訳しました。

**第 25 条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**Asiknep ikasma hot itak** Epitta utar, nisasnu wa a-aynu-kor kusu e-isramne okap ikip u-eyok-puri kor.

**Tup** Mosir, epitta okap or ta, utar kasi o-ikip, utar okap e-punkinep, hena utar tur-sakpe sukuprep kusu arikikip e-isramne.

コメント:

「文化的な最低限度の」:「文化的」も「最低限度」もアイヌ語辞書には載っていませんが、ここでいう「文化的」の意味は、人間として尊厳のある(生活)という意味だと思われます。そこで、「尊重されるために必要な」と訳してみました。

「社会福祉」:「人々の面倒を見ること」と訳してみました。

「社会保障」:「人々の生活を守ること」と訳してみました。

「公衆衛生」:「人々が清潔であること」と訳してみました。

「向上及び増進」:「育てる」と訳してみました。

**第 26 条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**Iwanpe ikasma hot itak** Epitta utar, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, e-askaype ani, u-pak-no u-ne-no paskumap peka u-eyok-puri a-kor.

**Tup** Epitta aynu, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, u-e-rayninne hekattar motoci paskumap pekarep yay- esarama. Yay-esarama paskumap or ta, icen emakpa.

コメント:



「能力」：「(その人の)できること」と訳してみました。

「教育」：「教えること」と訳してみました。

「保護する子女」：「守る」だと意味が伝わりにくいので(保育士なども含まれる)、「保護する」は「子育てする」と訳しました。

「普通教育」：「基本的な教育」と訳しました。

「無償」：「お金が要らない」と訳しました。

**第 27 条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**Arwanpe ikasma hot itak** Epitta utar, arikikip u-eyok-puri a-kor wa, yay-esarama.

**Tup** Puma, arikiki neyke, sinip, hene oya arikikip or ta utek aynu yay-esaramap, irenka ani kewtum-o-sir-ciwre.

**Rep** Iteki hekattar ni-wenno utek.

コメント：

「勤労」：「働くこと」と訳しました。

「休息」：「休むこと」と訳しました。

「勤労条件に関する基準」：「条件」も「基準」もアイヌ語辞書には載っていません。「規則」はありますが、これでは「就労規則」との混同を招く恐れがあります。この点、勤労条件に関する基準を定めるべき法律(労働基準法)とは、要するに使用者の義務を定めるものです。そこで、この部分は意識して、「勤労における使用者の義務」と訳しました。

「酷使」：「乱暴に使う」と訳しました。（「酷」の字に対応するアイヌ語は

「a=e-ramu-niste」＝「残酷な」ですが、「残酷」のレベルにまで達しなくても「酷使」といえますので、この語は使わない方がよいと思われます。）

**第 28 条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**Tupesanpe ikasma hot itak** Arikiki utar u-e-karpa u-eyok-puri hene u-e-karpa wa ca-ranke hene oya u-e-karpa wa iki u-eyok-puri, a-e-punkine.

コメント：

「勤労者」：「働く人々」と訳しました。

「団結する」：「集まる」と訳しました。

「団体交渉」：「集まって交渉する」と訳しました。

**第 29 条** 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**Sinesanpe ikasma hot itak** Ikor-kor u-eyok-puri, iteki concak.

**Tup** Ikor-kor u-eyok-puri itak-ipe, utar ci-kas-nukar hi or un kotomno, irenka ani a-kewtum-o-sir-siwre.

**Rep** Aynu-kor-ikor, an koracino pumakore wa, utar kusu e-iwanke e-askay.

コメント：

「適合するやうに」：「ふさわしいやうに」と訳してみました。

「私有財産」：アイヌ語にはない概念ですので、「人が持つ財産」と訳してみました。

「補償」：「報酬を渡す」と訳してみました。

**第 30 条** 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**Re-wanpe itak** Utar, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, utar-kusu-icen ataye-kar  
yay-esarama.

コメント

「税」:これにあたるアイヌ語はありません。そこで、「租税」の定義を見ると、「国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付」とあります。その中でも、最も本質的な点は、「国または地方公共団体がその使用する経費に充当する」という点であり、国や地方公共団体がなぜお金を使うかと言えば、人々が健康で文化的な生活を送れるようにするためです。そこで、「人々のためのお金」と訳してみました。

**第 31 条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**Sinep ikasma re-wanpe itak** Epitta aynu, irenka kewtum-o-sir-ciwrep neyke patek,  
i-siknup hene yay-pitap a-ko-uyna , hene oya pakasnu peka.

コメント

「手続」:これに該当するアイヌ語は辞書には載っていません。一方、31条は、単に処罰「手続」の法定だけでなく、処罰「内容」の法定(罪刑法定主義)も定めたものと考えられています。そこで、罪刑法定主義も含まれるよう、「法律の定めるときのみ～」と訳してみました。

**第 32 条** 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**Tup ikasma re-wanpe itak** Epitta aynu, irenka cise or ta irenka-tuyep peka u-eyok-puri  
somo a-ko-uyna,

コメント

「裁判」：「紛争を解決すること」と訳してみました。

**第 33 条** 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**Rep ikasma re-wanpe itak** Epitta aynu, wen-puri wa tane a-oskoni neyke patek, irenka ani cimontum kor irenka-kur kar wa, ikkewe wen-puri i-ram-maka-ka nuyé honnere kanpi isam wa a-oskoni.

「権限を有する司法官憲」：ここでいう「司法官憲」とは裁判官のことですので、「法律により権限を有する裁判官」と訳しました。

「令状」：その法的性質について全く争いがないわけではありませんが、令状とは捜査機関に対し、逮捕・勾留を許可する文書(裁判官から令状による許可がなければ逮捕・勾留できない)と一般に考えられています。そこで、「許可書」と訳しました。

**第 34 条** 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**Inep ikasma re-wanpe itak** Epitta aynu, ikkewe tane a-itak wa, tane itak ani-punki-ne-kur nisuk u-eyok-puri somo a-korar neyke, somo a- oskoni .  
Epitta aynu, an koraci ikkewe isam neyke, somo a-oskoni wa an wa, e-yay-tupa neyke, i ikkew, tane ta aynu hene i itak-ani-punki-ne-kur an utar-inkar irenka-cise or ta a-e-paskanup e-isramne.

コメント：

「弁護人」：「言論によって守る人」と訳しました。なお、刑事訴訟法の規定を考えると「弁護人」と「弁護士」を区別する必要がありますので、後者については「punkine」(守る)

と「kur」の間に「e-askay」(～することができる、～が上手だ)を入れてみようと思います。

「依頼する」:「頼む」にあたるアイヌ語として、辞書には「ko-ram-kor」と「nisuk」が載っていますが、用法を見ると、前者は「頼む」のほか、「相談する」「ちょっかいをかける」「女を口説く」「女を誘ってみる」とあり、後者は「頼む」「雇う」とありますので、後者の方が「依頼する」のニュアンスが強いのではないかと判断しました。

「拘留または拘禁」:「捕まえられていること」と訳しました。抑留は一時的、拘禁はより継続的という違いがあります。逮捕は前者、勾留や鑑定留置は後者にあたります。そこで、「抑留」は「捕まえられる」(a-oskoni)、「拘禁する」は「捕まってしまった」(a-oskoni wa an)と訳するのが相当といえます。ただ、両者を並べた日本語をアイヌ語訳する場合、あえて別々に書くと文章としておかしくなるため、単に「捕まえられない」と訳しました。

「要求があれば」:「願うとき」と訳してみました。

「公開の」:「人々が見る」と訳しました。

「示される」:「教えられる」と訳しました。

**第 35 条** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、[第 33 条](#)の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

**Asikne ikasma re-wanpe itak:** Epitta aynu, i cise, i kampi, kor-pe or ta, a-ahup-hi, a-hunara-hi, hene a-ko-uk hi somo peka u-eyok-puri, rep ikasma wanpe ikasma hot itak neyke patek, an koraci ikkewe ani a- kar wa, hunara usi hene ko-uk pe i-ram-maka-ka nuye honnere kanpi isam wa a-concak

**Tup A-hunara-hi, hene a-ko-uk hi, irenka ani cimontum kor irenka-kur kar wa, i usi i**  
pe patek honnere kanpi ani a-iki

コメント:

「各別の」:この語は、一般令状(対象となる場所や物を個別具体的に定めず、包括的に記した令状)を禁止するものですので、「その場所その物だけの(許可書)」と訳してみました。

**第 36 条** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

**Iwanpe ikasma re-wanpe itak** Utar-kusu-iki-kur ani u-saymon-ki-re hene  
a=e-ram-niste pakasnu, ika iki.

コメント:

「拷問」:これはアイヌ語辞典に載っています。アイヌ社会に拷問があったのだらうかと思  
って語源を調べたところ、「盟神探湯(くがたち)」を意味する saymon-ki-re から来てい  
るようです。菅谷さんの例からも分かるとおり、科学的根拠に基づかない処罰、これ  
はまさしく拷問ですね。

**第 37 条** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を  
受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で  
自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被  
告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

**Arwanpe ikasma re-wanpe itak** Epitta pakasnu irenka-tuyep or ta, a-ko-yonnuppa kur,  
an koraci irenka-cise mon-asnu utar-inkar irenka-tuyep peka u-eyok-puri kor.

**Tup** pakasnu a-ko-yonnuppa kur, epitta itak-kur e-un pisi neyke pakno-ka-no a-korar wa, mosir icen hene mosir cimontum ani yay-kusu itak-kur i-nusuye u-eyok-puri kor.

**Rep** pakasnu a-ko-yonnuppa kur, epitta neyke, itak-ani-punki-ne-easkay-kur nisuk e-askay, A-ko-yonnuppa yay nisuk e-aykap neyke, mosir tanpe numke.

#### コメント

「刑事事件」：「刑事」は「罰の」、「事件」は「裁判」と訳してみました。

「迅速な」：「早い」と訳しました。

「刑事被告人」：「刑事」は「罰の」、「被告人」は「訴えられた人」と訳しました。

「証人」：「話す人」と訳しました。

「尋問する」：「尋ねる」と訳しました。

「公費で」：「国の金で」と訳しました。

「強制的な手続」：これに対応するアイヌ語はありません。そこで本条の趣旨を考えると、証人の自由を奪うというよりは、証人尋問の権利を国家権力で保障することに主眼があります。そこで、「国の力で」と訳してみました。

「資格を有する弁護士」：明らかに弁護士を指しますので、「弁護士」と訳しました。

「国でこれを附する」：国が弁護士を選任することですので、「国がこれを選ぶ」と訳しました。

**第 38 条** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**Tupesanche ikasma re-wanpe itak** Epitta aynu, yay e-un wen itak somo ko-uk-no  
a-iki-re.

**Tup** Ko-uk-no iki-rep, u-saymon-ki-re, hene si-e-kimatek-kap ani yay-wen-puri-itak,  
hene ear-ikir-ne tanne a- oskoni oka-ne yay-wen-puri-itak, tanpe ani esere e-aykap.

**Rep** Epitta aynu, yay e-un wen sinep patek eserep yay-wen-puri-itak neyke, irenka  
cise ta aynu wen-puri-kor ne e-asis-kar wa pakasnu karar e-aykap.

コメント:

「自己に不利益な」:「自分にとって悪い」と訳しました。

「強要する」「強制」:いずれも「強く～させる」と訳しました。

「不当に」:これに対応するアイヌ語は辞書には載っていません。しかし、大変長い抑  
留・拘束はそれ自体として不当に長いといえますので、「とても」と訳しました。

「証拠とする」:「納得させる」と訳しました。

「唯一の」:「ひとつだけの」と訳しました。

「有罪とする」:主語がないため、意味を明確にするため「裁判所は」を補いました。「有  
罪とする」は「罪を犯したとして非難する」と訳しました。

**第 39 条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、  
刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問は  
れない。

**Sinepesanche ikasma re-wanpe itak** Epitta aynu, iki neyke somo irenka u-hosi ikip, hene  
ekanay ta somo wen-puri ne a-ese ikip or ta, pakasnu somo a-sike-re. Sinep wen-puri  
or ta, u-ka ta anu pakasnu somo a-sike-re.

コメント

「適法な」:「法に反しない」と訳しました。



「無罪とされた」：「有罪でないと認められた」と訳しました。

「刑事上の責任を問われない」：「罰を背負わされない」と訳しました。

**第40条** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

**Tu-hot itak** Epitta aynu, a- oskoni oka-ne, irenka cise somo wen-puri ne a-ese neyke, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, mosir e-un pumakore-re e-askay.

「無罪の裁判を受けた」：「裁判所が無罪と認めた」と訳してみました。

「補償を求める」：財産収容に対する補償(29条3項)と同様、pumakore-re「報酬を払わせる」と訳してみました。「報酬」というのは変な気もしますが、ただ i-asinkere「賠償をさせる」と訳してしまうと、あたかも検察官の故意・過失を要件とするかのような印象を与えてしまいます。そこで、40条が国の無過失責任を定めたことを明確にするため、あえて「pumakore-re」という語を用いました。

---

## 第4章 国会 Inep muye mosir u-e-karpap

---

**第41条** 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

**Sinep ikasma tu-hot itak** Mosir u-e-karpap, mosir kirup cimontum iyotta mon kusu u-e-karpap an wa, mosir sinep patek irenka kar mon kusu u-e-karpap an.

**第42条** 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

**Tup ikasma tu-hot itak** Mosir u-e-karpap, utar ko-ca-ranke cise hene rawne no ko-ca-ranke cise, tu cise or wa a-kar wa an.

「参議院」:よく「良識の府」といわれていることから、「深く」「議論する」「院(家)」を組み合わせて訳しました。

「構成する」:「作られている」と訳しました。

**第 43 条** 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

**Rep ikasma tu-hot itak** Tu ko-ca-ranke cise, epitta utar e-si-mosma-re a-numke ca-ranke-kur u-kar.

**Tup** Tu ko-ca-ranke-cise ca-ranke-kur hempak pe, irenka kewtum-o-sir-ciwre.

「代表する」:前文第一段落でも検討しましたが、国会議員は民意から完全に自由ではなく、基本的人権の尊重を前提として民意を反映する存在であることから、代理人としての性質を有すると考え、「代理で仕事をする」と訳しました。付言すると、アイヌ語の e-si-mosma-re は直訳すると「それを自らと別にさせる」という意味ですので、このように訳しても国会議員の性質につき必ずしも命令委任(国会議員は自らを選んだ選挙民の意思に完全に拘束される)と解する必要はないといえます。

「議員」:「議論する人」と訳しました。

「定数」:「どのくらい(の数)か」と訳しました。

**第 44 条** 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

**Inep ikasma tu- hot itak** Tu ko-ca-ranke-cise ca-ranke-kur hene tanpe numke-kur an-e-askay-neyke, irenka kewum-o-sir-ciwre. Yakka, iteki kam-kasike-iro, irenka, menoko-okkayo-oyap, aynu utur or ta pasep, an usi, paskumap pekap, ikor-korpe, hene puma ani, a-u-ko-si-utur-uiruke.

コメント:

「その選挙人」；「これを選ぶ人」と訳しました。

「資格」：「～であることができる場合」と訳しました。

**第 45 条** 衆議院議員の任期は、4 年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

**Asiknep ikasma tu-hot itak** Utar ko-ca-ranke cise ca-ranke-kur nepki tannep, ine pa.

Yakka, utar ko-ca-ranke cise-carpa neyke, ta nepki tannep i-o eyok ta okere.

コメント：

「任期」：「仕事をする長さ」と訳しました。

「満了」：「満ちる」と訳しました。

**第 46 条** 参議院議員の任期は、6 年とし、3 年ごとに議員の半数を改選する。

**Iwanpe ikasma tu-hot itak** Rawne-no ko-ca-ranke cise ca-ranke-kur nepki tannep,

iwan pa an wa, re pa pis ca-ranke-kur u-emko a-numke.

**第 47 条** 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

**Arwanpe ikasma tu-hot itak** Numkep kusu usi usarayep, numke mak an pe, hene oya tu

ko-ca-ranke cise ca-ranke-kur numkep or ta hi, irenka ani a-kewtum-o-sir-ciwrep.

コメント：

「選挙区」：「選挙のため場所を分けること」と訳してみました。

**第 48 条** 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

**Tupesanpe ikasma tu-hot itak** Epitta aynu, iram no tu ko-ca-ranke cise ca-ranke-kur

an e-aykap.

**第 49 条** 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

**Sinepesanpe ikasma tu-hot itak** Tu ko-ca-ranke cise ca-ranke-kur, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, mosir or wa an koraci puma peka.

コメント:

「国庫から」:「国から」と訳しました。

「相当額の」:「正当な」と訳しました。

「歳費」:「報酬」と訳しました。

**第 50 条** 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

**Asikne-wanpe itak** Tu ko-ca-ranke cise ca-ranke kur, irenka kewtum-o-sir-ciwrep neyke patek, mosir u-e-karpa a-sara-re neyke a-oskoni wa, a-sara-re etok ta a-oskoni ca-ranke kur, i ko-ca-ranke-kur e-yay-tupa neyke, a-sara-re neyke a-oskonip or wa pitap e-isramne.

コメント:

「会期中」:「開かれているとき」と訳しました。「会期前」も同様に「開かれる前」と訳しました。

「要求があれば」:「望んだときは」と訳しました。

「釈放」:「解き放つこと」を意味する「pitap」でもある程度意味が通じますが、ただ「pitap」は「免じる」という意味にもなりうることから、「議員免職」との誤解を防ぐため、「pitap」の前に「a-oskonip or wa」(逮捕・勾留から)を付けてみました。

**第 51 条** 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

**Sinep ikasma asikne-wanpe itak** Tu ko-ca-ranke cise ca-ranke kur, ca-ranke kur or ta iki itak-pe, ca-ranke, hene kewtum-o-sir-ciwrep kusu, cise soy or ta somo a-se-re.

コメント:

「演説」:「話すこと」と訳しました。

「表決」:「決めること」と訳しました。

**第 52 条** 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

**Tup ikasma asikne-wanpe itak** Mosir u-e-karpap use ca-ranke, pa pisi sinep tanpe sara-re.

「常会」:「普通の会議」と訳しました。

**第 53 条** 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

**Rep ikasma asikne-wanpe itak** Mosir kiru cise, mosir u-e-karpap humne ca-ranke i-nusuyep kewtum-o-sir-ciwre e-askay, Sine ko-ca-ranke cise epitta caranke-kur inep un tuye sinep akkari poro e-yay-tupa neyke, mosir kiru cise, i-nusuyep kewtum-o-sir-ciwrep e-isramne.

コメント:

「臨時会」:「時々 of の会議」と訳しました。

「いずれかの」:「ひとつの」と訳しました。

「4分の1」:「4つに切った1つ」と訳しました。

「要求があれば」:「望んだときは」と訳しました。

**第 54 条** 衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から 30 日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後 10 日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

**Inep ikasma asikne-wanpe itak** Utar ko-ca-ranke cise a- cise-carpa neyke, carpap e-toho or wa tu-hot e-toho un-no, utar ko-ca-ranke cise ca-ranke kur epitta nunkep iki wa, numkep e-toho or wa re-wanpe e-toho un-no, mosir u-e-karpap i-nusuyep e-isramne.

**Tup** . Utar ko-ca-ranke cise a- cise-carpa neyke, rawne-no ko-ca-ranke cise, iram-no a-seske. Yakka, mosir kiru cise, mosir or ta tusmak e-isramnep an neyke, rawne-no ko-ca-ranke cise tusmak ca-ranke e-yay-tupa e-askay,

**Rep** Etok hum yakka nuyep tusmak ca-ranke or ta a-ikip, kas irenka an wa, imakake ta mosir u-e-karpap a-sara-rep or wa wanpe e-toho un-no, utar ko-ca-ranke cise somo ram-osma neyke, mawe-kar osura,

コメント

「閉会となる」：「閉じられる」と訳しました。

「緊急の」：「急ぐ」(tusmak)と訳しました。

「緊急集会」：「急ぐ会議」と訳しました。

「臨時のもの」：「臨時会」の「臨時」は「ときどきの」という意味ですが、こちらの「臨時」は「仮の」という意味です。そして、「仮に」にそのまま対応するアイヌ語はありませんが、「仮小屋」を意味する「kas」という言葉はあります。一方、「もの」と言っても、国会

が議決するものですから、法律ないしそれに準じる性質のものと考えられます。そこで、「仮小屋の法律」を意味する「kas irenka」と訳してみました。

「但し書き」：「『しかし』で書いたこと」と訳してみました。

**第 55 条** 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

**Asiknep ikasma asikne-wanpe itak** Tu ko-ca-ranke cise, usa usa i ca-ranke kur an e-askay pe or ta irenka irenka-tuye. Yakka, ca-ranke kur an pe osura-re neyke, orota oka ca-ranke kur rep un tuye tup akkari poro ca-ranke kur ani kewtum-o-sir-ciwrep e-isramne.

コメント：

「争訟」：「紛争、もめごと」を意味する「irenka」と訳しました。（その次に紛争解決、裁判を意味する「irenka-tuye」が付いているので、文脈上、「法律」との混同は起こりにくいと思われます。）

「議員の議席を失わせる」：「議員であることを失わせる」と訳しました。

「出席」：「そこにいる」と訳しました。なお、複数の議員がいることは明らかなので、「いる」は単数形の an でなく、複数形の oka にしました。

「以上の多数による議決」：「以上に多い議員による決定」と訳しました。

**第 56 条** 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**Iwanpe ikasma asikne-wanpe itak** Tu ko-ca-ranke cise, usa usa epitta ca-ranke kur rep un tuye sinep akkari poro ca-ranke kur somo orota oka neyke, ca-ranke wa kewtum-o-sir-ciwre e-aykap.

**Tup** Tu ko-ca-ranke cise or ta ca-rankep, ta motoci irenka somo etakasure kewtum-o-sir-ciwre neyke, orota oka ca-ranke kur u-emko akkari poro ca-ranke kur ani kewtum-o-sir-ciwre wa, ram-osma hene u-hosi u-pak-no neyke, cise-kor-kur kewtum-o-sir-ciwre.

コメント:

「議事を開き」:「議論し」と訳しました。

「議事」:「議論すること」と訳しました。

「可否同数」:「賛成と反対が同じ」と訳しました。

「議長」:「院の長」と訳しました。

**第57条** 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

**Arwanpe ikasma asikne-wanpe itak** Tu ko-ca-ranke cise or ta caranke, utar a-inkar, Yakka, orota oka ca-ranke kur rep un tuye tup akkari poro ca-ranke kur kewtum-o-sir-ciwre neyke, a=esina-p ca-ranke sara-re e-askay.



**Tup** Tu ko-ca-ranke cise, usa usa i ca-ranke nuyep e-punkine wa, a=esina-p ca-ranke nuyep or ta etakasure a=esina-p e-isramne ne a-e-esep patek, somo utar inkar-re e-askay wa somo utar e-imek e-askay.

**Rep** Orota oka ca-ranke kur asiknep un tuye sinep akkari poro e-yay-tupa neyke, usa usa ca-ranke kur kewtum-o-sir-ciwrep, ca-ranke kampi or ta nuyep e-isramne.

コメント:

「公開とする」:「人々が見る」と訳しました。

「各々」:「それぞれ」と訳しました。

「記録」:「書いたもの」と訳しました。

「保存」:「守る」と訳しました。

「公表する」:「人々に見させる」と訳しました。

「頒布する」:「人々に配る」と訳しました。

**第 58 条** 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

**Tupesanpe ikasma asikne-wanpe itak** Tu ko-ca-ranke cise, usa usa i cise-kor-kur hene oya yaku-kor-kur numke.

**Tup** Tu ko-ca-ranke cise, usa usa i caranke hene oya i u-e-karpap hene cise or ta u-ko-owpekarep or ta puri kewtum-o-sir- ciwre wa, cise or ta u-eyok-puri wen-kuraspa ca-ranke-kur pakasnu e-askay, Yakka, ca-ranke kur an pe osura-re neyke, orota oka ca-ranke kur rep un tuye tup akkari poro ca-ranke kur ani kewtum-o-sir-ciwrep e-isramne.

コメント:

「議長」:「院の長」と訳しました。

「役員」:「役」(yaku. 明らかに日本語由来ですが、アイヌ語辞書に載っている言葉ですので、使って差し支えないと考えました。)を「持つ」「人」と訳しました。

「手続」:議院内の手続であることから、議員が集まるものと考えられるため、「集まり」と訳しました。

「規律」:アイヌ語辞書には載っていませんが、「自律」を意味する「yay-owpekare」(直訳すると「自分自身をまっすぐにする」)という言葉はありますので、この言葉を参考にし、「yay」(自分で)を「u-ko」(互いに)に変えて「互いに真っ直ぐにする」と訳してみました。

「秩序を乱した」:これは要するに、議員の権利をないがしろにすること(ひいては、国民の権利をないがしろにすること)といえますので、「権利をないがしろにする」と訳してみました。

「議員を除名する」;55条と同じ表現になりますが、「議員の資格を失わせる」と意味合いとしてはほぼ同じですので、「議員であることを失わせる」と訳しました。

**第59条** 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて 60 日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

**Sinepesanpe ikasma asikne-wanpe itak** irenka kasi-ramup, ta motoci irenka somo etakasure kewtum-o-sir-ciwire neyke, tu ko-ca-ranke cise ram-osma neyke irenka ne kusne,

**Tup** Utar ko-ca-ranke cise ram-osma wa, rawne no ko-ca-ranke cise somo ram-osma irenka kasi-ramup, utar ko-ca-ranke-cise or ta orota oka ca-ranke kur rep un tuye tup akkari poro ca-ranke kur kanna ram-osma neyke, irenka ne kusne,

**Rep** Etok hum itak an pe , irenka kewtum-o-sir-ciwire ani, utar ko-ca-ranke cise, tu ko-ca-ranke-cise u-ko-ca-ranke a-sara-rep e-yay-tupa e-askay.

**Inep** Rawne no ko-ca-ranke cise, utar ko-ca-ranke cise ram-osma irenka kasi-ramup peka oka-ne, mosir u-e-karpap somo sara neyke oyak un anu wa rep-hot e-toho un-no somo kewtum-o-sir-ciwire neyke, utar ko-ca-ranke cise, rawne no ko-ca-ranke cise i irenka kasi-ramup u-hosi ne inkar e-askay,

コメント

「法律案」：「法律を案じたもの」と訳しました。

「これと異なった議決をした」：「賛成しなかった」と訳しました。

「前項の規定は、～を妨げない」：「前項の規定があるものの、～できる」と訳しました。

「協議会」：「話し合い」と訳しました。

「議決しない」：「決めない」と訳しました。

「みなすことができる」：「みることができる」と訳しました。

**第 60 条** 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

**Rep-hot itak** Mosir sanniyop kasi-ramup, yakun utar ko-ca-ranke cise or un etuk-kap e-isramne.

**Tup** Mosir sanniyop kasi-ramup or ta, rawne no ko-ca-ranke cise hene utar ko-ca-ranke cise oya no kewtum-o-sir-ciwire neyke, irenka kewtum-o-sir-ciwire ani, tu ko-ca-ranke-cise u-ko-ca-ranke a-sara-re ne yakka u-e-tas-tasa neyke, hene rawne no ko-ca-ranke cise, utar ko-ca-ranke cise ram-osma mosir sanniyop kasi-ramup peka oka-ne, mosir u-e-karpap somo sara neyke oyak un anu wa rep-wanpe e-toho un-no somo kewtum-o-sir-ciwire neyke, utar ko-ca-ranke cise kewtum-o-sir-ciwire mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwire ne kusne.

コメント:

「予算」:「国の会計を案ずるもの」と訳しました。

「提出」:「出す」と訳しました。

**第61条** 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

**Sinep ikasma re-hot itak** oya mosir u-tura irenka e-u-kote kusu e-isramne mosir u-e-karpap ram-osmap or ta, etok itak tup hum itak e-iwanke.

コメント:

「締結」:「結んで繋ぐ」と訳しました。ちなみに第7条においては、「条約」を、「国と国との約束」と訳しています。なお、法律と条約の優劣関係については、一般に条約の方が優位と考えられていますが、「irenka」に代わる語を探すのは困難なうえ、あえて別の

語を用いなくても、第98条2項(条約順守義務)が98条1項(国会議員の憲法遵守義務)の次に書かれていることから条約の重要性を伺うことができるため、条約についても、「irenka」の語を用いることにしました。

**第62条** 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

**Tup ikasma re-hot itak** Tu ko-ca-ranke cise, usa usa mosir kirup kusu an pe hunara wa, tanpe kusu, itak-kur ek wa itak pe, hene kampi etuk-ka-pe e-yay-tupa e-askay.

コメント:

「国政に関する調査を行ひ」:「国政のため事実(真実)を探し」と訳してみました。

「出頭及び証言」:「来て話すこと」と訳しました。

**第63条** 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

**Rep ikasma re-hot itak** Mosir kiru cise kor-kur hene oya mosir kir cise kur, mosir u-e-karpap ca-ranke kur an neyke usa, somo an neyke ka-tap, neyta ne yakka a-ca-rankep or ta itak kusu ko-ca-ranke cise or un orota an e-askay wa, itasa-itak hene i-ram-maka-ka-itak kusu orota an pe a-e-yay-tupa neyke, orota an pe e-isramne,

コメント;

「両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず」:「国会議員であってもなくとも」と訳してみました。

「議案」:「議論されること」と訳してみました。

「答弁」:「答えること」と訳しました。

「説明」: アイヌ語辞書に載っていないことから、「丁寧に」「はっきりと」を意味する

「i-ram-maka-ka」と「話す」を意味する「itak」を組み合わせてみました

**第64条** 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

**Inep ikasma re-hot itak** Mosir u-e-karpap, pita kusu a-ko-yonnuppa irenka-kur irenka tuye kusu, tu ko-ca-ranke cise ca-ranke kur u-e-karap ko-i-nin-ciw irenka cise kar.

**Tup** Ko-i-niin-ciwpe or ta pe, irenka ani a-kewtum-o-sir-ciwre.

コメント:

「訴追」: 「訴える」を意味するアイヌ語には「ko-yonnuppa」と「e-yonnuppa」があります。

前者は「(～に対して)訴える」という意味合いで、「公的機関に訴える」というニュアンスがあります。一方、後者は「(～を)訴える」という意味合いで、「被告を訴える」というニュアンスがあります。そこで、後者は民事訴訟に使うのがふさわしく、刑事訴訟など公的な訴追については前者を使うのがふさわしいのではないかと考えました。

「議員で組織する」: 「議員が集まる」と訳しました。

「弾劾」: 「追及する(こと)」と訳しました。

---

## 第5章 内閣 Asiknep muye - mosir kiru cise -

---

**第65条** 行政権は、内閣に属する。

**Asiknep ikasma re-hot** Irenka corpok ta mosir kiru cimontum, mosir kiru cise or ta an.

コメント:

「行政権」: 憲法学上、「行政」をどのように定義するかは、かなり難しい問題です。かつての通説は、国家作用から立法、司法を除いた残りをすべて行政と定義していました(行政控除説)。しかし、この説は次第に、行政の肥大化を招き、行政による過大な国民への統制を正当化しかねないと批判されるようになります。そこで、「行政」を実質的に定義する試みがいくつかなされてきました。例えば、「法の下に法の規制を受けながら、国家目的の積極的な実現を目指して行われる全体として統一性を持った継続的な形成的活動」(田中二郎教授の定義)といったものです。こうした試みは、必ずしも多様な行政活動のすべてをとらえ切れておらず、定義に成功していないと批判されることもあります。ただアイヌ語に「行政」という言葉がもともと存在しない以上、訳出に当たっては「行政」の意味を表現する言葉を考える必要があります。

そこで、ここでは、「法律の下で、国を動かす」と訳してみました。国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関は、いうまでもなく国会です。そして行政とは、国会が法律で定めた国の方針に基づいて、国会から選任された内閣総理大臣以下の閣僚が、法律を施行して国務を行うことといえます(73条)。読者の批判を仰ぎたいところです。

**第 66 条** 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

**Iwanpe ikasma re-hot itak** Mosir kiru cise, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani mosir kiru cise kor kur hene oya mosir kiru cise kur ani u-e-karpa.

**Tup** Mosir kiru cise kor kur hene oya mosir kiru cise kur, si-pop-ke-p isam kur an pe e-isramne.

**Rep** Mosir kiru cise, irenka corpok ta mosir kiru cimontum ikip or ta, mosir u-e-karpap konna e-u-kotama yay-esarama.

コメント:

「文民」: 諸外国では「職業軍人でない人」を意味します。軍隊の保持を禁じた日本国憲法下で「文民」をどう解釈するかについては様々な見解がありますが、自衛隊が軍でないとしても、物理力を背景とした人物が閣僚になっては、政治が論理と民意でなく、物理力を背景として行われかねません。従って、狭義の「軍」はもとより、組織的な物理力を有する団体の現役構成員(具体的には自衛官)も閣僚から除外する必要があります。そこで、ここでは「武器のない人」と訳してみました。ちなみに、アイヌ語にはそもそも「軍」にあたる言葉自体がありません。必ずしも「軍人の反対概念」という枠組みで考える必要がないのがこの言葉の魅力ともいえます。

「連帯して」: 「一緒に」と訳してみました。

**第 67 条** 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

**Arwanpe ikasma re-hot itak** Mosir kiru cise kor kur, mosir u-e-karpap ca-ranke-kur utur or wa, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwrep ani, tanpe a-numke. Ta numkep, oya epitta pe etok ta, a-iki.

**Tup** Utar ko-ca-ranke cise hene rawne no ko-ca-ranke cise oya no numke wa, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, tu ko-ca-ranke-cise u-ko-ca-ranke a-sara-re ne yakka



u-e-tas-tasa neyke, hene utar ko-ca-ranke cise numke oka-ne, mosir u-e-karpap somo sara neyke oyak un anu wa wanpe e-toho un-no, rawne no ko-ca-ranke cise, somo numke neyke, utar ko-ca-ranke cise kewtum-o-sir- ciwrep mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwrep ne kusne.

コメント

「案件」：「こと」(pe)と訳しました。

**第 68 条** 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

**Tupesanpe ikasma re-hot itak** Mosir kiru cise kor kur, mosir kiru cise kur

i-ko-orsutke. Yakka, u-emko akkari poro kur, mosir u-e-karpap ca-ranke-kur utur or wa, a-numkep e-isramne.

**Tup** Mosir kiru cise kor kur, neyta ne yakka mosir kiru cise kur pita e-askay,

コメント：

「任意に」：「いつでも」と訳してみました。

**第 69 条** 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

**Sinepesanpe ikasma re-hot itak** Mosir kiru cise, utar ko-ca-ranke cise or ta

ko-i-nin-ciw ne kewtum-o-sir-ciwrep kasi-ramup a-ram-osma neyke, e-isokor ne kewtum-o-sir-ciwrep kasi-ramup u-hosi neyke, wanpe e-toho un-no utar ko-ca-ranke cise somo a-cise-carpap neyke, epitta hontomo-tuye e-isramne.

コメント：

「不信任」：「信じない」を意味する「ko-i-nin-ciw」と訳しました（「弾劾」と同義語になりませんが）。

「決議案」：「決めること」と「案ずること」を組み合わせました。

「信任」：「信じる」を意味する「e-isokor」と訳しました。

「総辞職」：「全部(全員)」と「やめる」を組み合わせました。

**第 70 条** 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

**Arwan-wanpe itak** Mosir kiru cise kor-kur isam sir-an neyke, somo ne yak anak utar ko-ca-ranke cise ca-ranke cise epitta numkep oka ne easir mosir u-e-karpap a-i-nusuye neyke, mosir kiru cise, epitta hontomo-tuye e-isramne.

コメント：

「欠けた」：「いなくなった」と訳しました。これにあたる場合として、死亡したとき、国会議員の資格を失ったとき、辞職したときがありますが、いずれも「いなくなった」で表現しうると考えられます。

**第 71 条** 前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

**Sinep ikasma arwan-wanpe itak** Etok tu itak neyke, mosir kiru cise, asir-ikir-ne mosir kiru cise kor kur a i-ko-orsutke un-no an ayne no i mon-rayke iki.

**第 72 条** 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

**Tup ikasma arwan-wanpe itak** Mosir kiru cise kor kur, mosir kiru cise ne a-ca-rankep mosir u-e-karpap etuk-kap wa, use mosir mon-rayke hene oya mosir u-tura

i-e-mawnep mosir u-e-karpap asur-ani wa, hene irenka corpok ta mosir kiru usa usa  
i-ko-orsutke wa huy-mampa.

コメント:

「代表して」: 国会議員が国民の代表者だ、というような場合には、「代表」を「代理」と置き換えました。本条の「代表」はさすがに「代理」とはいえません。弁護士が依頼者を代理する場合、弁護士は依頼者の委任を受けて行動します。国会議員と有権者の関係は上記とはやや異なり、国会議員は必ずしも自らを直接選んだ有権者に拘束されるとは限りませんが、それでも、国会議員は国民の負託を受けて行動します。ところが、内閣総理大臣の場合、他の閣僚から委託を受けて議案を国会に提出するという関係にはありません。むしろ、他の閣僚が、内閣総理大臣によって選任されるのです。そうすると、内閣総理大臣は、閣僚の代理人というよりは、むしろ内閣そのものといえます。そこで、「内閣を代表して」は、「内閣として」と訳しました。

「一般国務」: 「普通の」「国の」「仕事」と訳しました。

「外交関係」: 「外国との交際」と訳しました。

「報告し」: 「知らせ」と訳しました。

「指揮監督」: 「命令し、気をつけてよくよく見る」と訳しました。

**第73条** 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

1. 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
2. 外交関係を処理すること。
3. 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
4. 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
5. 予算を作成して国会に提出すること。

6. この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

**Rep ikasma arwan-wanpe itak** Mosir kiru cise, oya use irenka corpok ta mosir mon-rayke hene, otutanu mon-rayke iki.

1. irenka eposo iki wa, mosir mon-rayke epitta tak.

2. oya mosir u-tura i-e-mawnep ratci-re.

3. oya mosir u-tura irenka e-u-kote. Yakka, etok ta, humune an kor oka-ne, mosir u-e-karpap ram-osmap e-isramne.

4. irenka kewtum-o-sir-ciwire puri a=koykar kuni wa, utar-kusu-iki-kur or ta pe kisma.

5. Mosir sanniyop kasi-ramup kar wa, mosir u-e-karpap or un etuk-kap.

6. I motoci irenka hene irenka itak iki kusu, mosir kiru cise i-ko-orsutkep kar. Yakka, i-ko-orsutkep or ta, i irenka etakasure somo i-tom-komanu neyke, pakasnu kar e-aykap.

7. Honnerep, pakasnu kosne-rep, pakasnu ikip honnerep, hene u-eyok-puri tusap kewtum-o-sir-ciwire.

コメント:

「一般行政事務」:「普通の、法律の下での国の仕事」と訳しました。

「総理する」:「全体を治める」という意味ですので、「国の仕事全体を取る」と訳してみました。

「処理する」:外国との関係は穏やかであるに越したことはありませんので、「鎮める」と訳してみました。

「掌理する」：「掌理」の「掌」とは「てのひら」ということですので、「つかむ」と訳してみました。

**第 74 条** 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

**Inep ikasma arwan-wanpe itak** Irenka hene mosir kiru cise i - ko-orsutke or ta, epitta, yay-esarama mosir kiru cise kur yay-re nuye wa, mosir kiru cise kor-kur e-u-kotama yay-re nuyep e-isramne.

コメント：

「主任の国务大臣」：「責任を負う国务大臣」と訳しました。

「署名」：「自らの名前を書く」と訳しました。

「連署する」：「ともに自分の名前を書く」と訳しました。

**第 75 条** 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

**Asiknep ikasma arwan-wanpe itak** Mosir kiru cise kur, i mon or ta an neyke, mosir kiru cise kor-kur somo ram-osma neyke, somo a-ko-yonnuppa. Yakka, ram-osmap e-isramne hi, ko-yonnuppa hi somo e-aykap-re.

コメント：

「在任中」：「任にあるとき」と訳しました。

「これがため」：指示語の対象を分かりやすくするため、「同意が必要であること」と訳しました。

「訴追の権利は、害されない」：ここでいう「訴追の権利」とは、検察官が訴追する権利のことを指しますが、国家機関である検察官に「権利」というのはやや不自然ですので、「訴追することを不可能にするわけではない」と訳しました。

---

## 第6章 司法 iwampe muye irenka tuye -

---

### コメント：

「司法」：司法の定義は「具体的な事件に法を適用し、事件を終局的に解決すること」ですので、「紛争を解決すること」を意味する「irenka tuye」と訳しました。また、irenka は、「法」を表すに最もふさわしいと考えられるアイヌ語でもあります。

**第76条** すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

**Iwanpe ikasma arwan-wanpe itak** Epitta irenka tuye cimontum, iyotta irenka cise hene irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani a-kar corpok irenka cise or ta an,

**Tup** Erakasure irenka cise, kar a-e-aykap. Irenka corpok ta mosir kiru mon kusu u-e-karpap, iyotta iyos no irenka-tuyep ne irenka tuye e-aykap.

**Rep** Epitta irenka kur, i yay-e-sanniyop ani aoka yaykata i mon-rayke iki wa, ta motoci irenka hene irenka patek a-oskoni,

コメント：

「下級裁判所」：「下の」「裁判所」と訳しました。

「行政機関」：「法律の下で国を動かす集まり」と訳しました。前述のとおり、機関とは人の集まりであることから、「集まり」と訳しました。

「終審」：「最後に裁判する」と訳しました。

「良心」：19条の「良心」と違って、全くどんな思想を持ってもよい、というのではなく、憲法と法律による拘束は受けることから、「自ら進む方向を決めてまじめに働く」といった意味合いのある「yay-e-sanniyo」と訳し、「良い魂」とは区別しました。

「独立し」：「自分でする」と訳しました。

**第 77 条** 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

**Arwanpe ikasma arwan-wanpe itak** lyotta irenka cise, eyonnuppa or ta ikip,

itak-ani-punki-ne-easkay-kur , irenka cise onnay u-ko-owpekarep, hene irenka cise or ta pe ratci-re hi or ta, puri kar cimontum kor.

**Tup** Tumi- huy-mampa-kur, iyotta irenka cise kar puri a=koykar kuni p e-isramne.

**Rep** lyotta irenka cise, corpok irenka cise or ta puri kar cimontum, corpok irenka cise i-tom-komanu e-askay.

コメント：

「手続」：「すること」と訳しました。

「内部規律」：「中で互いに律すること」と訳しました。

「司法事務処理」：「裁判所における事柄を鎮めること」と訳しました。

「検察官」:警察官は犯罪を捜査する人ですが、検察官は法律専門家として、単に捜査するだけでなく、その被疑者が本当に罪を犯したか慎重に検討する責務を負っています。そこで、「犯罪を気をつけてよく観察する人」と訳してみました。この訳は、「検」「察」の字義にも則していると思います。

**第78条** 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

**Tupesanpe ikasma arwan-wanpe itak** Irenka kur, irenka tuyep ani, sanpe tumam or ta isramne hi an kusu mon-rayke iki e-aykap ne a=kewtum-o-sir-ciwre neyke patek, mosir u-e-karpap ko-i-nin-ciw hi isam wa a-pita. Irenka corpok ta mosir kiru mon kusu u-e-karpap, irenka kur pakasnu e-aykap.

コメント:

「心身の故障」:適切なアイヌが辞書に載っていないため、「心身に不自由があること」と訳しました。

「公の弾劾」:明らかに国会による弾劾を指しますので(64条)、「国会による弾劾」と訳しました。

「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことができない」:「行政機関は、裁判官を罰することができない」と訳しました。

**第79条** 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。



- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後 10 年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

**Sinepesanpe ikasma arwan -wanpe itak** lyotta irenka cise, i-kor-kur irenka kur hene irenka kewtum-o-sir-ciwre piskip oya irenka kur or wa a-kar wa an wa, i-kor-kur oya irenka kur, mosir kiru cise or wa a=i-ko-orsutke.

**Tup** lyotta irenka cise irenka kur i-ko-orsutkep, i-ko-orsutkep oka-ne easir a-iki utar ko-ca-ranke cise ca-ranke kur epitta nunkep neyke utar kasp-otte, i or wa wanpe pa oka ne easir a-iki utar ko-ca-ranke cise ca-ranke kur epitta nunkep neyke kanna utar kasp-otte, i oka-ne ka u-pak-no u-ne-no.

**Rep** Etok hum neyke, kasp-otte kur u-emko akkari poro kur, irenka-kur pita hi ram-osma neyke, i irenka-kur, a-pita.

**Inep** Kasp-otte hi or ta pe, irenka kewtum-o-sir-ciwre.

**Asiknep** lyotta irenka cise irenka kur, irenka kewtum-o-sir-ciwre onnep or ta hontomo-tuye.

**Iwanpe** lyotta irenka cise irenka kur, epitta neyke pisno an koraci puma peka. Ta puma, mon or ta an neyke, a-ninre e-aykap.

コメント

「～で構成し」：「～から作られていて」と訳しました。

「数」：アイヌ語辞書に載っていないため、「数える」(piski)「もの」(p)と訳してみました。

「国民の審査に付し」：国民審査とは、国民の意見を聞くことであるため、「国民が意見し」と訳しました。

「罷免を可とする」：「免じること賛成する」と訳しました。

「年齢」：アイヌ語辞書に載っていないため、「年を取る」(onne)「もの」(p)と訳しました。

「退官する」：「辞める」と訳しました。

「定期的に」：「時ごとに」と訳しました。

**第 80 条** 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を 10 年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

**Ine-hot itak** Corpok irenka cise irenka-kur, iyotta irenka cise numke re-muye ani, mosir kiru cise i-orsutke. A-i-orsutke irenka-kur, nepki tannep, wanpe pa an wa, kanna a-i-orsutke e-askay, Yakka, irenka kewtum-o-sir-ciwire onnep or ta hontomo-tuye.

**Tup** corpok irenka cise irenka kur, epitta neyke pisno an koraci puma peka. Ta puma, mon or ta an neyke, a-ninre e-aykap.

「名簿」：「名前の束」と訳しました。

**第 81 条** 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

**Sinep ikasma ine-hot itak** lyotta irenka cise, epitta irenka, i-orsutke, puri, hene ikip,  
motoci irenka tura kotom hi u-hosi hi kewtum-o-sir-ciwre cimontum kor iyotta iyos  
no irenka-tuye irenka cise,

## コメント

「処分」：「行うこと」と訳しました。

「憲法に適合する」：「憲法にふさわしい」と訳しました。

「終審裁判所」：「最後に裁判する裁判所」と訳しました。

**第 82 条** 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決  
した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版  
に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の  
対審は、常にこれを公開しなければならない。

**Tup ikasma ine-hot itak** Irenka tuye or ta tasa-itak-kokanu-hi hene  
irenka-tuye-kewtum-o-sir-ciwrep, utar inkar irenka cise or ta a-iki.

**Tup** Irenka cise or ta, i irenka kur epitta, utar u-eyok-puri hene pirka puri a-concak  
i-yaykiptep an ne kewtum-o-sir-ciwre neyke, tasa-itak-kokanu-hi, utar somo inkar  
wa iki e-askay, Yakka, mosir kiru or ta tumi, kampi sepno e-kar-kar-pe or ta tumi,  
hene ta motoci irenka rep muye or ta a-punkine utar u-eyok-puri a-pisi irenka tuye  
tasa-itak-kokanu-hi, pisno utar inkar hi e-isramne.

## コメント

「対審」：これは、刑事訴訟における公判手続、民事訴訟における口頭弁論を指し、これ  
らは当事者双方の主張を裁判所が聞く手続といえるため、「向かって話すのを聞くこ  
と」と訳しました。

「判決」：「裁判が決めるもの」と訳しました。

「裁判所が、裁判官の全員一致で」：「裁判所で、その裁判官全員が」と訳しました。

「公の秩序」：すでに検討したとおり、「秩序」とは「人々が互いに尊重されていること」と言えるため、「権利」と同様、「互いに相手を尊重する風習」と訳しました。

「問題となっている」：「問われる」と訳しました。

「事件」：「裁判」と訳しました。

---

## 第7章 財政 Arwanpe muye - Mosir sanniyu -

---

コメント

「財政」：「国の会計」と訳しました。

**第 83 条** 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

Rep ikasma ine-hot itak Mosir sanniyu ratci-re cimontum, mosir u-e-karpap  
kewtum-o-sir-ciwrep ani, a-ikip e-isramne.

**第 84 条** あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

Inep ikasma ine-hot itak Asir-ikir-ne utar kusu icen a-ataye-kar-re, hene ta utar  
kusu icen sinna-re neyke, irenka hi irenka kewtum-o-sir-ciwre pe ani a-ikip  
e-isramne.

コメント

「租税を課し」：「税金を払わせる」と訳しました。

**第 85 条** 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

**Asiknep ikasma ine-hot itak** Mosir icen a-ataye-kar, hene mosir so-atay yay-esarama neyke, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwrep e-isramne.

コメント

「国費を支出し」：「国の金を払う」と訳しました。

「債務を負担する」：「借金を負う」と訳しました。

**第 86 条** 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

**Iwanpe ikasma ine-hot itak** Mosir kiru cise, sanniyu-pa-pisno mosir sanniyu kasi-ramup kar wa, mosir u-e-karpap etuk-ka wa, i ca-ranke hene kewtum-o-sir-ciwrep pekap e-isramne.

コメント：

「毎会計年度」：「会計」(sanniyu)と「年」(pa)と「ごと」(pisno)を組み合わせました。

**第 87 条** 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

**Arwanpe ikasma ine-hot itak** Etok ta ko-canup-kor hokampa sanniyu hayta kusu, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwrep ani etok-ta=u-osma-re-icen kar wa, mosir kiru cise yay-esarama wa a-ataye-kar e-askay.

**Tup** Mosir kiru cise, etok-ta=u-osma-re-icen a-ataye-kar neyke, epitta, oka ne mosir u-e-karpap ram-osmap pekap e-isramne.

コメント

「予見し難い」：「前もって」(etok ta)と「知る」(ko-canup-kor)と「難しい」(hokampa)とを組み合わせて訳してみました。

「予備費」：「前もって」と「備える」(u-osma-re)と「お金」(icen)を組み合わせました。

「内閣の責任でこれを支出する」：「内閣が自分で責任を取って支出する」と訳しました。

**第 88 条** すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

**Tupesanpe ikasma ine-hot itak** Tenno cise un utar ikor, epitta, mosir or ta oka. Epitta Tenno cise un utar or ta a-ataye-karpe, mosir sannniyo kasi-ramup or ta a-sanniyowa, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwrep a-pekap e-isramne.

コメント：

「費用」：「払うこと」と訳しました。

「計上して」：「計算して」と訳しました。

**第 89 条** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**Sinepesanpe ikasma ine-hot itak** Mosir icen hene oya mosir ikor, e-isokor wa e-oripak u-e-karpap e-iwanke hene yay-e-punkine kusu, hene mosir somo huy-mampakorar-pe, paskumap, hene u-sikkasmap ikip kusu, iteki ataye-kar, hene iteki e-iwanke-re.

コメント：

「公金」：「国のお金」と訳しました。

「維持」：「自らを」(yay)と「守る」(e-punkine)を組み合わせてみました。

「公の支配に属さない」：本条の趣旨は、公財産の濫費を防ぐため、公金支出にあたっては国(や地方公共団体)の一定の監督という歯止めをかけるという点にありますので、「国が監視しない」(mosir somo huy-mampa)と訳してみました。「国が命令しない」(mosir somo i-orsutke)だと、国の「命令」が及ぶ団体にしか支出はできないことになりますが、そこまで限定する必要はないと思われます。

「慈善」：「与えること」と訳しました。

「博愛」：フランス革命で唱えられた「自由・平等・博愛」について、フランス人はしばしば「19世紀は自由のために立ち上がった。20世紀は平等のために立ち上がった。そして21世紀は博愛のために立ち上がる」という言い方をします。19世紀は市民的自由を追求した世紀でしたが、20世紀においては単に形式的自由を求めるだけでは労働者には貧困の自由しか与えられないということで、社会主義者を中心として、多くの人が実質的平等を求めて立ち上がりました。今世紀においても、未だこれらの課題に答えを見出したとは必ずしも言えませんが、新たな問題として、環境問題が大きくクローズアップされています。すなわち、今世紀の人類だけが自由と平等を求めているのは、将来世代や他生物の自由はなおざりになってしまいます。そこで、今世紀においては、世代(更には種)の垣根を越えて、お互いを大切にすることがこれまで以上に重要になってきます。そこで、「博愛」は「お互いを大事にすること」と訳してみました。このように訳すことは、「博愛」の通常の意味にも合致すると思います。

**第90条** 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

**Sinepesan-wanpe itak** Mosir or un ahun icen hene ataye-karpe i-os no inkarpe, epitta pa pisno sannniyo-huy-mampa-cise huy-mampa wa, mosir kiru cise, imakake ta pa or ta, i huy-mampa itakpe ko, mosir u-e-karpap or un etuk-kap e-isramne.

**Tup sannniyo-huy-mampa-cise u-e-karpap** hene cimontum, irenka ani a-kewtum-o-sir-ciwre.

コメント:

「収入」:「～に入るお金」と訳しました。

「決算」:収入や支出を会計年度の終了後にチェックすることであることから、「後で見る  
こと」と訳しました。

「会計検査院」:「会計」(sannniyo)と「検査(=気をつけてよく見ること)」(huy-mampa)と  
「家」(cise)を組み合わせました。

**第91条** 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況につ  
いて報告しなければならない。

**Sinep ikasma sinepesan-wanpe itak** Mosir kiru cise, mosir u-e-karpap hene utar ko, neyke pisno, pa pisno sinep akkari ruy, mosir sannniyo an pe itak-pe e-isramne.

コメント

「国の財政状況」:「国の会計のありさま」と訳しました。

---

## 第8章 地方自治 Tupesanpe muye kotan yay-kirup

---

コメント:

「地方」:「村」を意味する「kotan」をあててみました。

「自治」:「自ら動かすこと」と訳してみました。



**第 92 条** 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

**Tup ikasma sinepesan-wanpe itak** Kotan utar kusu u-e-karpap or ta u-e-karpap hene kirup or ta pe, kotan yay-kirup ikkewe kotom kusu, irenka ani a-kewtum- o-sir-ciwre.

コメント

「地方公共団体」：「地方の人々のための集まり」と訳してみました。

「運営」：「動かすこと」と訳しました。

「地方自治の本旨」：最初「地方自治の理念」と訳そうかとも思いましたが、「理念」はアイヌ語で「irenka」というため、「地方自治法」と区別が付きにくくなります。そこで、「地方自治の目的」と訳しました。また、「地方自治の本旨」とは、「団体自治」（地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的な思想）と「住民自治」（地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的な思想）のを指しますので、これらを表すには「地方自治の目的」と訳するのがよりの確といえます。

**第 93 条** 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

**Rep ikasma sinepesan-wanpe itak** Kotan utar kusu u-e-karpap or ta, irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, i or ta pe ko-ca-ranke kusu u-e-karpap ne, ko-ca-ranke u-e-karpap a-kar.

**Tup** Kotan utar kusu u-e-karpap kor-kur, ko-ca-ranke u-e-karpap ca-ranke kur, hene irenka kewtum-o-sir-ciwre oya utar-kusu-iki-kur, i utar yay or wa, a-numke.

コメント

「議事機関として議会を設置する」:「それ(地方公共団体)における事柄を議論するための集まりとして、議会を設置する」と訳してみました。

「住民が、直接これを選挙する」:「直接」にあたるアイヌ語が見当たらないため、「住民(utar)自身(yay)によって選ばれる」と訳しました。「yay」の語を入れることにより、間接選挙(住民が選挙人を選出し、その選挙人が首長や議員を選挙する)でないことを明確にしたつもりですが、成功しているか、読者の批判を仰ぎたいと思います。

**第 94 条** 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

Inep ikasma sinepesan-wanpe itak Kotan utar kusu u-e-karpap, ikor huy-mampa wa, pe iki wa, hene irenka corpok ta kotan kiru cimontum kor wa, irenka somo u-hosi kotan-irenka kar e-askay.

コメント

「行政を執行する」:「第五章 内閣」のところで、「irenka corpok ta mosir kiru」と訳してみましたので、「mosir」を「kotan」におきかえてみました。

「法律の範囲内」:「法律の中で」を直訳すると、「irenka onnay ta」となりますが、条例がその地域の住民の健康や福祉を実現するためには、場合によっては「上乘せ条例」(たとえば、法律の基準より厳しい環境基準を定める)や「横出し条例」(たとえば、法律が規制する有害物質の他に、別の物質を規制する)も必要となります。この点、徳島県公安条例事件判決(最判 50.9.10)は、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみだけでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」と述べており、国法との矛盾抵触を生じなければ上乘せ条例や横出し条

例も問題ないと述べていますが、「irenka onnay ta」と訳すと、これらが違憲であるかのような印象を与えかねません。そこで、そうした誤解を招かないように、「法律に反しない」と訳してみました。

「条例」：「地方」と「法律」を組み合わせてみました。

**第95条** 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

Asiknep ikasma sinepesan-wanpe itak Sine kotan utar kusu u-e-karpap or ta patek a-iki etakasure irenka , irenka kewtum-o-sir-ciwrep ani, i kotan utar kusu u-e-karpap utar numke wa, u-emko akkari poro kur ram-osma neyke patek, mosir u-e-karpap kar e-askay.

コメント

「一の」：特別法の適用対象は必ずしも「一つの」地方公共団体とは限らず、複数の地方公共団体に適用されることもあります。そのままだ「一つの」と訳しても意味は十分伝わりますので、あえて訳し変えないことにしました。

「適用される」：「行われる」と訳しました。

「特別法」：「特別の」(etakasure)と「法律」(irenka)を組み合わせました。

---

## 第9章 改正 Sinepesanpe muye sinnarep -

---

**第96条** この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国

民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

**Iwanpe ikasma sinepesan-wanpe itak** I motoci irenka sinnarep or ta, usa usa

ko-ca-ranke cise epitta ca-ranke kur rep un tuye tup akkari poro kur ram-osma hi ani, mosir u-e-karpap kewtum-o-sir- ciwre wa, utar or un kasi-ramup etuk-ka wa, utar ram-osma hi e-isramne. Ta utar ram-osma or ta, etakasure utar numkep , somo ne yak anak mosir u-e-karpap kewtum-o-sir-ciwre numke neyke a-iki numkep or ta, u-emko akkari poro kur ram-osmap e-isramne.

**Tup** motoci irenka sinnarep or ta etok hum utar ram-osmap an neyke, tenno, utar re or ta, i motoci irenka hum ne, tane sepno e-yutarap.

コメント

「発議し」：発議とは国民に提案する案を決めるということであり、また発議は衆参両院の議「決」によって成立しますので、「決めて」と訳してみました。こう訳しても、国民の承認が必要であることが次に述べられているので、国会の議決により直ちに憲法改正が成立するかなのような誤解は生じないと思われます。

「国民の名で」：「人々の名前において」と訳しました。

「この憲法と一体を成すものとして」：これは、改正条項が日本国憲法と同じ基本原理の上に立ち、同じ形式的効力を持つものだというを示し、アメリカ合衆国憲法と同じ増補の方式(修正第 条)を要求するという意味までは含まれていません。そこで、「この憲法と共に」(これだと、増補形式のニュアンスが強く出ます)よりも、「この憲法の一部(片)として」と訳した方がよいと考えました。

---

## 第 10 章 最高法規 wanpe muye iyotta irenka -

---

**第 97 条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

**Arwanpe ikasma sinepesan-wanpe itak** I motoci irenka aynu-mosir-utar, sisam-mosir-utar kusu e-punkine motoci u-eyok-puri, epitta aynu husko yay-pitap kusu arikikip ani a-kor pe an wa, ta u-eyok-puri, etok ta poronno ruyanpe pese wa, ta hene sasuy-sir utar or ta, concak e-aykap sasuy-sir u-eyok-puri ne, a-otuwasi wa a-sikkasma pe an.

コメント

「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」：「全ての人間の長年にわたる自由のための努力によって(人々が)持ったもの」と訳しました。

「試練に堪え」：「試練」にあたるアイヌ語がないことから、「嵐をくぐりぬけて」と訳しました。

「信託」：「信じて預ける」と訳しました。

**第 98 条** この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

**Tupesampe ikasma sinepesan-wanpe itak** I motoci ireka, mosir iyotta irenka an wa, i itak u-hosi irenka, i-orsutke, hene mosir kirup or ta oya ikip epitta somo ne yak anak hum, mawe-kar isam.

**Tup** Aynu mosir ,sisam mosir e-u-kote oya mosir u-tura irenka hene a-ram-osma  
mosir utur irenka, eposo e-punkinep e-isramne,

コメント

「日本国」: Sisam mosir と訳すべきか、Aynu mosir, sisam mosir と訳すべきか、かなり迷いました。確かに、現実はこの国を動かしているのは日本人だといえます。しかしながら、この国は、古代からアイヌ文化を基層としてきましたし、少なくとも今後は、アイヌの文化的伝統が国政において尊重される必要があります。何よりも、地理的に言って、日本国は北海道をその領域としています。以上より、「日本国」の最も的確なアイヌ語訳は Aynu mosir, sisam mosir と判断しました。

「確立された」: 仮に「既に(ずっと前に)認められた」と訳すと、国際人権の動向を敏感に国政に活かす必要が必ずしもない、ということになりかねませんが、これでは国際人権の水準に恥じない国内の人権保護を求めた98条の趣旨が没却されてしまいます。そのため、単に「認められた」と訳しました。

「国際法規」: 「国の間の法律」と訳しました。

**第 99 条** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

**Sinepesanpe ikasma sinepesan-wanpe itak** Tenno somo ne yak anak sessho, hene  
mosir kiru cise kuru, mosir u-e-karpap ca-ranke kur, irenka kur, hene oya  
utar-kusu-iki-kuru, i motoci irenka aynu-kor hene e-punkine yay-esarama.

---

## 第 11 章 補 則 (略)

---